

令和3年第4回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号（9月14日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
諸般の報告	5
村長挨拶	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
一般質問	8
北 條 利 雄 君	8
関 根 浩 治 君	29
宗 田 雅 之 君	38
関 根 英 也 君	48
前 田 武 久 君	54
答弁の訂正	63
報告第6号の上程、説明、質疑	64
報告第7号の上程、説明、質疑	68
議案第47号～議案第53号の上程、説明	69
議案第54号～議案第62号の上程、説明	71
議案第63号の上程、説明	77
認定第1号～認定第10号の上程、説明	80
会議時間の延長	91

監査報告	9 1
散会の宣告	9 3

第 2 号 (9月21日)

議事日程	9 5
本日の会議に付した事件	9 7
出席議員	9 7
欠席議員	9 8
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 8
職務のため出席した者の職氏名	9 8
開議の宣告	9 9
議事日程の報告	9 9
議案第 4 7 号～議案第 5 3 号の質疑、討論、採決	9 9
議案第 5 4 号～議案第 6 2 号の質疑、討論、採決	1 0 1
議案第 6 3 号の質疑、討論、採決	1 0 7
認定第 1 号～認定第 1 0 号の質疑、討論、採決	1 0 7
発議第 4 号の趣旨説明、質疑、討論、採決	1 1 4
閉会中の継続審査申出について	1 1 5
日程の追加	1 1 6
同意第 1 号の上程、説明、採決	1 1 6
閉会の宣告	1 1 7
署名議員	1 1 9

第 4 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和3年第4回鮫川村議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年9月14日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 村長挨拶
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 6号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）
報告内容の説明・質疑
- 日程第 6 報告第 7号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
報告内容の説明・審査結果報告・質疑
- 日程第 7 議案第47号 鮫川村特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の特例に関する
条例
提案理由の説明
- 日程第 8 議案第48号 鮫川村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 9 議案第49号 鮫川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供
に関する条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第10 議案第50号 鮫川村手数料条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第11 議案第51号 鮫川村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正す
る条例
提案理由の説明
- 日程第12 議案第52号 鮫川村農業技術指導センター設置条例を廃止する条例

提案理由の説明

日程第13 議案第53号 鮫川村山村開発センター設置に関する条例を廃止する条例

提案理由の説明

日程第14 議案第54号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）

提案理由の説明

日程第15 議案第55号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第2号）

提案理由の説明

日程第16 議案第56号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算
（第3号）

提案理由の説明

日程第17 議案第57号 令和3年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

提案理由の説明

日程第18 議案第58号 令和3年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）

提案理由の説明

日程第19 議案第59号 令和3年度鮫川村集体排水事業特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第20 議案第60号 令和3年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第21 議案第61号 令和3年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）

提案理由の説明

日程第22 議案第62号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第23 議案第63号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第24 認定第1号 令和2年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第25 認定第2号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第26 認定第3号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決

算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第27 認定第4号 令和2年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第28 認定第5号 令和2年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第29 認定第6号 令和2年度鮫川村集体排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第30 認定第7号 令和2年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第31 認定第8号 令和2年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第32 認定第9号 令和2年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第33 認定第10号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番 関根浩治君

2番 森隆之君

3番 遠藤貴人君

5番 堀川照夫君

6番 北條利雄君

7番 関根英也君

8番 前田雅秀君

9番 前田武久君

10番 宗田雅之君
欠席議員（なし）

11番 星 一 彌 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	関 根 政 雄 君	副 村 長	渡 邊 直 樹 君
教 育 長	武 藤 誠 君	総 務 課 長	齋 藤 利 己 君
住 民 福 祉 課 地 域 整 備 課	鈴 木 隆 寛 君 舟 木 正 博 君	農 林 商 工 課 農 林 商 工 長	星 徹 君
代 表 員 監 査 委 員	森 洋 君	会 計 兼 出 納 室 長 管 理 者	鈴 木 千 鶴 子 君

職務のため出席した者の職氏名

議 事 局 長	古 舘 甚 子	書 記	矢 吹 かおり
---------	---------	-----	---------

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第4回鮫川村議会定例会を開会いたします。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

本会議に村長及び教育委員会教育長、代表監査委員に出席を求めました。

7月6日、第2回東白衛生組合議会臨時会が開催され、組合議会議員の遠藤貴人議員より議会結果の報告がありましたので、その写しを配付しました。

また、8月6日、白河地方広域市町村圏整備組合第3回定例会が開催され、組合議会議員の議長、副議長より議会結果の報告がありましたので、その写しを配付しました。

次に、受理しました請願・陳情は、お手元に配付しております請願・陳情等文書表のとおりであります。

出張関係であります。お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

村長より行政報告書が提出されましたので、その写しを配付しました。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 日程第1、村長より挨拶の申出がありましたので、発言を許します。
村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第4回鮫川村議会9月定例会の開催をお願いしましたところ、全議員ご出席の下、議案のご審議をいただきますことに深く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染が国内で発症してから既に1年7か月余りとなります。発症時はここまで感染が長期化、拡大するとは誰もが予想もできずに、いまだに収束の見通しが立っていないのが現状であります。福島県内において感染者が減少しつつあるものの、長引くコロナ禍の中で経済などに及ぼす影響はかつて経験をしたことのない状況下に置かれております。

感染予防策として、本村の各行事、そしてイベントは全て中止をさせていただいておりますが、村民の皆様にはご理解をいただいて、引き続き感染防止への徹底した対応を繰り返しお願いしているところであります。

また、コロナワクチン接種につきましては、当初、医師不足で接種開始が遅れてしまい、村民の皆様には大変ご心配をおかけいたしました。接種対象者のうち接種希望者につきましては、10月初旬をもって終了できる見通しとなりました。村内のワクチン接種におきましては、ご支援をいただきました医師はじめ医療関係者、そして多くの情報を提供していただきました村民の皆様にも深く感謝をしているところであります。

次に、コロナ禍の中で、都市との交流や観光地への移動を自粛しなくてはならない状況下に置かれておりますが、この状況を逆手に取って今の時期にこそ鮫川村のいいところを村内外の皆様に知っていただき、本村を応援していただくための鮫川ファンクラブの募集を開始いたしました。公募当初より、順調に加入者が増え続けて、現在、正会員は500名となっております。逐次、会員証を発送しながら定期的な情報を発信し、様々な特典を用意しながら交流人口の増加を図り、ふるさと納税や村の産業の振興と経済力アップに大きくつながるよう努めてまいりたいと考えております。

さて、私の政策理念の一つとして、地域づくりは人づくりを掲げております。

次世代を担う担い手育成に力を注ぎ、地域全体で青少年を愛し育てるふるさと教育は、教

育委員会の教育指針に基づいて着手しております。

さらに、今年度より新規事業として、若者の柔軟な発想とアイデアを発揮していただく中高未来ジュークやさめがわデザインと称して、若者未来創出会議を開催いたします。

さらに、産業の担い手である農業者担い手懇談会の開催も予定しているところであります。

いずれの会においても、今後の持続可能な村づくりのために、若者の最大限の発想を自由に描いていただけるものと大きく期待しているものであります。

議員各位におかれましても、青少年教育、若者支援、さらには子育て支援にも大きなお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今定例会でご審議をいただく議案につきましては、専決処分を含めた報告が2件、条例の制定、改正が7件、令和3年度の一般会計、特別会計の補正予算の議案が8議案、令和2年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定が9議案を上程させていただいております。各常任委員会にて慎重なる議案調査をしていただきますようお願いをいたします。

さらに、本定例会におきましては、5名の各議員より10件の一般質問を通告していただいております。各質問を通告していただきました各議員には深く感謝を申し上げますとともに、誠意を持って答弁をさせていただきたく、そのような覚悟でございます。

提案しました議案につきましては、十分ご審議をいただき、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

○議長（星 一彌君） これで村長の挨拶が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

5番 堀 川 照 夫 君 及び

6番 北 條 利 雄 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第3、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、北條利雄君。

[6番 北條利雄君 登壇]

○6番（北條利雄君） 去る9月7日午後2時より議会運営委員会を開催し、令和3年第4回鮫川村議会定例会の運営について協議をしましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会の案件は、決算案10件を含む村長提出議案29件です。このほか陳情書1件、要望書1件は、鮫川村議会運営に関する基準第129条の規定により、議員に配付いたしました。

次に、一般質問ですが、6名の通告があり、いずれも通告どおり質問を許可すべきものと認めましたが、その後、1名の議員により一般質問の取下げがありました。

会期については、本日9月14日から21日までの8日間とし、日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程などにご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月21日までの8日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（星 一彌君） 6番、北條利雄君。

[6番 北條利雄君 登壇]

○6番（北條利雄君） 6番、北條でございます。

今般の定例議会に、3点の質問をいたします。

第1点は、集落組織の変容と改革の方向性についてであります。

農事組合、納税組合など、各地域で様々な呼称を持つ集落組織は、集落における基礎組織として位置づけられてきたものであります。情報伝達や意見の取りまとめ、事業推進、協同活動など重要な役割を果たされてきました。

このような集落組織を通じた行政サービスや農林商工事業への運営は、大きな強みと役割貢献が果たされてきたものであります。しかし、構成員の高齢化や少子化による集落共同体機能の低下に伴い、集落組織の活動は全般的に弱まってきていると感じております。

集落組織の変化は、集落組織構成員の減少と高齢化が強まっていることや、農家の多様化と非農家の増加という構成員の多様化があります。基礎組織としての機能のうち、特に事業推進、情報伝達という役割を果たす割合が高くなり、一方、活動主体である集落組織の活動機能が低下していることが上げられます。

農林業関連事業や組織組合の意思形成、行政サービスにおいて、集落組織はその役割が十分果たされ、そして大きく評価されてきたものであります。これらは、将来的にも活用しなければならぬものであり、期待もされております。

しかし、これまで集落組織の機能に依拠してきた事業推進や情報伝達のサービス機能が今後果たせずに、失われることも考えられるところです。それは、末端の集落組織を再構築する動きや、組織内での役割が果たせないなどの理由からの組織脱退、組織内役員の成り手不足と過重負荷が足元で加速してきている実態があるからであります。

集落組織再構築すべき内容は、農家数の減少や高齢化を背景とした近隣の集落組織との統合、集落営農確立のための組織や結びつき強化のための組織再編、組織運営の効率化と合理化など、農林商工団体の合併などに対応した組織統一などの多種多様であります。末端の集落組織は、改変や見直しがなされず、従前の対応に翻弄されてきたものであります。

集落組織再構築に取り組む上での重要な課題は、既存の集落組織との関係や構成員の多様化にどう対応するか、リーダーの確保と育成や財政面、人材面でのサポートをどうするかであります。

新たな活動の展開、特に地域に密着した組織志向をする場合、協同活動の単位や地域との連携、連帯としての集落組織の重要性に鑑み、今後さらに強化しなければならないと見られます。

現状の集落組織の変化への対応に加え、地域の将来的な方向性を視野に入れた積極的な組織改善と取組が課題であり、行政の主体性を発揮させる時期にあると思います。

本村の集落組織の変容に対応した改革の方向性をどのように考えるかを、まずお伺いいた

します。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の1点目のご質問、集落組織の変容と改革の方向性について、お答えを申し上げたいと思います。

まず、農事組合につきましてご説明をいたします。

村では、鮫川村の産業振興の一環として、集落の農業組合の整備強化を図るために、昭和30年に農事組合、農事組合長大会が開かれました。この時代は、主な産業である農業の振興のため、集落単位に生産協同体をつくり、地域社会の発展に寄与しようということでありました。10戸から30戸ぐらいで農事組合をつくり、村や農協、その他の農業団体と連携をしながら、地域の農業を発展させるために任意団体として取り組まれ、当時89組合ができたと言われております。また、それ以前には、国の農業振興政策に基づいて農事実行組合がつけられ、農業の各種改良を実施してまいりました。

農事組合としては、これまでの農業振興のほかに、昭和45年度から始まった米の生産調整と稲作転換対策の推進のために、村からの説明会や懇談会が農事組合単位や農事組合長を対象に実施し、転作の達成に寄与した経過もあります。

集落のほとんどが農業従事者であった時代から農業の兼業化が進み、農業者の高齢化や後継者不足により、農業従事者がいない世帯が多数を占めてきた今の時代に、集落の相互扶助機能が失われてきているのも事実であります。

現在では、農事組合活動より中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払事業に基づく集落活動が主体となって、農地維持や集落環境の美化に貢献しているのも多くなっております。

現在、取り組んでいる第5期中山間地域等直接支払事業においては、集落戦略の策定が必須となっており、農業や集落の維持を図っていくために、集落協定参加者で話し合いを行い、作成することとなっております。これは、将来の農地の管理を含めて、担い手の確保や集落一体となった共同活動を実施し、コミュニティ力が高めることを狙いとしているものであります。今年度中には、69集落の集落戦略が策定される予定であります。

これまで、農業政策における説明会や伝達は、農事組合を通じて農業者に周知してきておりますが、農事組合を脱退する農家も増えてきている現状で、役員の成り手の確保や農事組合の広域的な統合など、各組合での意向も踏まえなければなりません。

また、組合によっては財産を保有する組合もあることから、行政主導による統廃合については、地域の連帯意識力を低下させてしまうおそれもあり、今のところは考えていない状況であります。

時代の変化とともに、組織の在り方を見直す時期であるかと考えますが、過疎化の振興している当地域においては、地域コミュニティーをいかに維持するか、地域リーダーをどのように養成するか、重要な課題とも考えております。いずれも、集落や地域の方々が主役であり、その地域の課題や問題について解決方法を探りながらサポートしていく立場であると考えております。

次に、納税組合につきまして、ご説明いたします。

納税組合は、納税推進とともに情報伝達や環境美化活動、集約機能の維持に重要な役割を担っていただいております。

本村の納税組合は、地方税法の改正に伴い、昭和25年4月に納税組合140、組合員数1,184名で組織されました。各種の取組により、昭和32年度に全納税100%完納となり、平成30年度まで62年継続完納を達成し、現状におきましても、令和2年度の納税率は99.48%と高い水準を維持すべく、必要に応じて区長さんのご協力をお願いしながら、督励を行っているところでもあります。

現在の村内の納税組合は146組合、組合員数は914名となっております。組織の実情として、議員ご指摘のとおり、人口減少と高齢化により、組合内の共同作業などが難しくなっているケースもございます。今年度も引き続き、どうしても対応が難しいとなった場合、ご連絡いただき、検討させていただいております。

近隣の納税組合との廃合につきましては、過去に小規模の組合が、近隣の組合と話し合いによって統合した事例がございました。廃合や組織再編は、各納税組合が所有する資産等が異なっていたり、また組合の成り立ち等を含め、それぞれの組合に諸事情があることから、さきの事例の組合相互の自発的な統合とは異なる視点の行政指導による統合の実施については、今のところ考えておりません。

現在の税の納付方法や組合の活動は、村納税組合が組織された当時とは異なり、情報伝達や事業推進の割合が高くなっていることは確かであります。納税組合の在り方につきましては、今後、区長さんなどのご意見や各納税組合の意向を伺ってご相談しながら、今の時代に合った組織の検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上で、北條議員の1点目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 今、村長から答弁いただきました。

村長、今、答弁の中で、農事組合と納税組合、勘違いされて答弁されていますので、そのところもう一回、ちょっと整理していただければと思いますので、よろしくお願いします。まず、農事組合です。

今、村長が答弁したとおり、中山間組合が活動して農事組合を超えた活動をしております。基本的には、農事組合単位で中山間をやっているということ自体がほとんどなくて、別な組織として運営されております。

それから、農事組合については、もともとJAなどの役員選出など集落単位で組織されてきたものであります。それから、大きな今までの役割としては、食糧管理法、これがあって、さらに国の方針で転作を進める上で大きな役割を果たされてきたものです。今はどうかといったら、新食糧法に基づいて、稲作については保険でも強制加入から任意加入になっている。それから、所得補償制度、収入保険の関係も創設されたということでもあります。だから、ほとんど水稻への共済掛金を抜けている人もかなりいると聞いています。これは共済組合に聞いてもらうと分かるんですが、今まで強制だったのに、任意だから加入しないというのもあるし、その農事組合単位から役員を選出して活動してきました水稻の被害調査も含めて、農事組合長の役割を十分果たされてきたんですが、今、ほとんど関係ない人もそういうことに携わらざるを得ないということで、非協力的な意見が結構多いということでもあります。

今、村の農事組合の役割って何かと思ったならば、今、営農計画を立てて、いろんな形でやっています。その中には、農業共済の保険加入云々も入っています。これは、多くの人が、強制から任意に変わったために、相当減っているということでもあります。

転作についても、私も現在、農事組合長をやっているんですが、転作確認といっても、昔はほとんどの農家がやっていたので。今はほとんど、転作作物というか、現地確認がほとんど短時間、私の場合は2件しか現地確認しませんでしたけれども、ほとんど村の全体見ても多くないと。それを農事組合が関わってやること自体がおかしいんじゃないかと、私は思うんです。

今の行政は、この農事組合を活用する上でも、十分組織としては必要なのでありますけれども、やはりこれから、次に質問したいと思います納税組合、これとの関係もあって、やはり行政組織は納税組合じゃなくて、行政組合、7つの行政区は、組織として組織されているんですね。今もって、納税組合という名前のままなんですね。確かに納税組合は、鮫川は数

十年にわたって全村完納という全国的にも誇らしい組合、その役割を果たしてきたわけですが、今はほとんどというか未納者も出ていますので、行政の納税という部分では、力が入っていないというか、個人で口座振込などをしておりますので。

当然、納税については、憲法の中の三大義務の一つであります。行政は、今まで現金徴収してまとめて納付する、それから村税を容易に納入ができるように、財政の強化に役立つということで、納税組合が先行して設立されてきたものでありますけれども、現在、自主納付になるような納税意識が高まっています。それから、現金徴収を行う場合も少なくなっているんですね。鮫川の場合は、納税日に各行政区に金融機関の職員もお邪魔しながら、そこで徴収するという話になったんですが、やはり全国的には個人情報保護の問題から、納税組合というやつを廃止するところが多くなっているんです。

これはなぜかという、ちょうど1998年の地方税の補助金に対する違法判決というのが出ています。これは、地方税の納税の便宜を図る団体で、法定外、任意の納税組合なのでありますけれども、自治体の補助金交付の是非を争う裁判の判決が横浜地裁で下されております。これは、鮫川も納税完納を目指して納付をすると、当該年度の指定する期間まで納付した場合に、報奨金として組合員1人当たり3,000円、それから納期内完納組合、これも完納した場合、報奨金として1組合当たり3,000円交付しますとなっています。当然、これ、ホームページにも出ているんですが、これらについては、全く違法だという裁判の判決が下されております。

これに伴って、その後、各自治体でも納税完納を目指していたのですが、これらを踏まえて、納税組合組織を廃止するという自治体が多くなっていることを、村長、ご存じかどうか。これらも含めて、きちんこの裁判事例、違法だとあることを、今後続けていいのかどうかというのを、私はやはり問題だと。この際、納税組合じゃなくて、行政組織として組合を維持すべきだと思うんです。中身は税金にかかわらず、文書の情報伝達、こういうことに重きが来ているわけですよ。やはり、7つの行政区は、行政区としてやっているんです。その下部機関としての各集落の組合が昔のままの納税組合、こういうふうに特定された名前は、もうやはりやめるべきで、行政組合に転換すべきだと思うんです。

今はコロナの影響で、毎年、納税組長大会などを開いていましたけれども、やはり納税組長大会ではないでしょう。やはり行政組合、行政のいろんな情報伝達やサービスを提供する、そういう組合に変換すべきだと私は思うんですが、これらについて、もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ただいまの6番、北條議員の再質問につきまして、ご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、農事組合そのものの現在の状況、ご質問の中でご指摘あったとおりであります。

過去、農業を中心とした村の大きな産業を支えてきて、さらには国の施策、それから営農指導、全てにおいて農事組合を中心として、各農事組合員が村の農業振興のために、役員さんがいて、転作または被害調査、全てのものを農事組合単位で組織をして農業振興を図ってまいりましたが、現在の状況は、離農する、それから人口減少、戸数の減少、村では現在のところ、約60組合あるようではありますが、多いところで農事組合単位で約21軒というところがありますが、少ない組合員数が2軒というところも実際にございます。

現在のような農業が、ここまで専業農家が減少していく中で、従来どおりの昔ながらの農事組合の組織そのものを運営していくということと、あと1つは農事組合単位に集会所を管理している組合がございますので、組合の維持管理もこれからしていかななくてはならない。

そして、組合員数の減少。私の農事組合でもこのような話が出ておりました。私は農業をやっていないので農事組合を辞めたいと、そういう意見が総会のたびに出てきております。当然、農事組合ですから、農業に従事していない方は、退会するという事は理にかなっているかどうか。ただ、集会所を持って、今まで寄附金と年会費をもって維持していく中で、そういったもので退会するのはいかなるものかという意見も、実は会の中から出ておりますし、今後、農事組合に対しては、実際、営農指導を含めた中で、農業振興等を鑑みて、組織、そしてまた組合の編成ができるのかどうか、それは先ほど答弁しましたように、資産を持っている農事組合がございますので、そこも含めて今後協議していかななくてはならないのかなと思っております。

続きまして、納税組合は、既に行政組合にすべきではないかと、このような再質問であります。

本村は長年にわたって完納100%を継続してまいりました。これは、まさにご指摘のように、納税組合が個々の税金をお預かりして、そして組長さんが区長さんを通して完納したと。これによって、まさにどの組員さんが幾ら税金を納めているのかと、そういった個人情報も全て、過去のことでありますから、それが当たり前の状態で納税をして100%納めていたと。これは、まさに長きにわたって本村の納税意識を高めるための一つの石田村政あたりからの施策だったのかなと思っております。

それと、また議員からご指摘があるように、横浜地裁の判例をご存じかということですが、調べさせていただきました。小田原市長が税金の奨励金を交付して、それが違法だということで、約3,195万でしたか、違法であるということで、違法の判例が下ったということもあります。それから、各自治体によって、かなりの多い自治体が税金全納、または完納奨励金を交付してまいりましたが、今、どんどんとその奨励金が違法であるものを進めるわけにはいかないの、なくなってきております。

本村は、ずっとこの奨励金制度を設けてまいりました。ただ、令和2年度から区長制度が変わりまして、区への全納、奨励金は10万円というのは廃止しまして、一律3万円ということにしましたが、ご指摘のとおり違法であるものをずっと私どもも続けるわけにはいきません、国の判例がある以上。そして、また近隣町村を調査しても、納税の奨励金というのは、そういうような特例をつくっているのは我が村だけだそうでありますので、これはご指摘のとおり早急に、納税に対しての法令を遵守するという観点からも、これは廃止しなくてはならない。

ただ、問題は、これによって村民の納税率が下がってしまうのではないかとということも、多分懸念されるかと思えますし、組合によっては、この奨励金を積み立てて財産を保有している組合が実際にあるそうでもありますので、そういったところも鑑みて、今後、区長さん、また議員さんにご相談をしながら、私としては今ご指摘のあったとおり廃止したいと考えておりますし、それ以上にやっぱり納税教育といいますか、税金によって私たちのこのような自治体、また住民に直結した事業が賄われているということも村民の皆様にお伝えしながら、納税の向上率、向上力アップにつなげていきたいと思えます。

あと1つは、納税組合という名称であります、納税の組合はもうどうに役目を果たしておりますから、名称を変えて行政組合と、行政の様々なご連絡の方法とか、様々な回覧版、お知らせをする上で、組合を廃止するわけにはいきませんので、納税組合から行政組合という名前に変えて、それもまた区長さんを通して多くの村民の方にご理解を丁寧にさせていただきながら、今後、組織の改革に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 今、村長の答弁から、奨励金、納税完納、本当に役割は鮫川の場合特にそうなんです、大きな役割を果たしてきたのは事実です。

ただ、違法性のある、裁判までかかって、そういう判決下される中で、だからといって鮫

川だけが突出して続けていいという話にはならない。やはり、ここは今、言ったとおり、廃止する方向で検討するということでもあります。ぜひ、やはり今まで組合によっては積み立て、税金だからみんなで完納しようという努力、本当にすばらしい発想であったと思うんですが、個人情報の観点からも含めて、今までの慣例をなくして、やはりここを改善する、改革するという方向にぜひ進めていただきたいと思います。

これは、行政区長もそうですが、今なっている組合長さんも含めて、やはり村民にもある程度理解させることも重要だと思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

それから農事組合については、やはり村で行政をやる場合、別に農事組合でなくても行政組合にお願いしてもいいわけです。そういう部分では、やはり農事組合も、先ほど村長が言ったとおり、各集落の施設の集会所の維持管理、それから場合によっては墓地の清掃なども含めた維持管理だけになっていて、ほとんど農事に関することというのは、業務上ほとんどないんですね。

例えば、農協なんかも一応役員選出でどうこうのとありますけれども、農協の職員が毎月1回、農協の日ということで文書を配布をしているんです。やることは何かというと、上期、下期の集落座談会に人が集まらないのにやっている。それから、あぜ道指導会ということで、稲作育成期間に3回ほどやっても人が集まらない。あぜ道指導どころか、蛇、ネズミまで含めて集めないと人がいないような状況の中でやっている。そういう散々たる集会を続けているわけです。こういうのが本当に必要なのかという、やはりこの時代に合ったやり方に変えるべきだと思うんです。農協は別組織ですから、行政にどうこうのという話じゃないけれども、やはり農事組合の組織をもう一回見直して、行政がどうしたらサービス、行政のいろんな業務を展開できるかというのは、行政組合に直すことも含めて、きちんと議論をしながら、いい方向にぜひ改善していただきたいと思います。

この質問については、これだけにしたいと思います。

続きまして、2点目に移りたいと思います。

次に、2点目の医療と介護の総合的な確保についてであります。

急速に少子高齢化が進む中、我が村では2025年までに、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となり、超高齢社会を迎えます。

こうした中で、村民一人一人が医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことは喫緊の課題であります。

我が村における医療及び介護の提供体制は、皆保険を実現した医療保険制度や社会に定着した介護保険制度の下で、着実に整備がなされてきました。近年は、国保診療所医師の確保問題、歯科診療所の経営支援などが顕著化となり、対応に苦慮されながらも方向性を導き出し、提供体制の維持整備がなされてきたものでございます。これらは、病気と共存しながら、生活の質の維持・向上を図っていく必要性での対応がなされてきたものであります。

一方、介護についても、医療を併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者が増加するなど、医療と介護の連携の必要性は、これまで以上に高まってきております。

特に、我が村の介護事業を展開する2つの事業所の介護従事者の確保は、困難さを増しております。介護の状態に応じた適切なサービス提供の流れを確立する人材確保など、適切な対応などを支援することが求められております。

また、人口構造が変化していく中で、医療保険制度及び介護保険制度については、給付と負担のバランスを図りつつ、両制度の持続可能性を確保していくことが重要であります。

医療と介護の提供体制については、サービスを利用する村民の視点に立って、ニーズに見合ったサービスが切れ目なく効率的に提供されているかどうかという観点から再点検していく必要があります。また、高齢化が進み、人口が減少する過疎地の我が村、地域の高齢化の実情に応じて、安心して暮らせる住まいの確保や自立を支える生活支援、疾病予防・介護予防などとの統合も必要であると考えます。

利用者の視点に立って、切れ目ない医療と介護の提供体制を構築し、村民一人一人の自立と尊厳を支えるケアを将来にわたって持続的に実現していくことが、医療と介護の総合的な確保の意義があるものであります。

我が村の長期視点に立った医療と介護の総合的な確保の対応と考えをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の2つ目のご質問、医療と介護の総合的な確保のご質問にお答えを申し上げます。

これからのさらなる高齢化社会に向けての改革としまして、医療法などが改正され、体制が整備されております。

その背景としまして、医療介護サービスの提供体制の改革の趣旨にありますように、大きく3点ございます。

1つ目は、人口構成比率の変化。高齢化が進んでおり、病気になる方の割合が増えることも予想されること。

2つ目、認知症高齢者の増加。約10年度にはほぼ倍増し、1年間に生まれる子供の総数の4年から5年分となること。

3つ目でありますが、世帯構成比率の変化。高齢者のみの世帯が増え、家族看護、介護力が低下すると考えられております。

このような背景から、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律が制定され、現在では超高齢化社会に向けて、利用者の視点に立って、切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築し、自立と尊厳を支えるケアを実現していくものとされております。

さて、本村に目を向けてみますと、村では地域医療の拠点としまして、国保診療所を運営しております。これまでは医師不在という状況であります。核となる医師を確保し、いざというときの村民の皆さんの安心を確保してまいりたいと考えております。

次に、介護サービスの提供であります。

住み慣れた自分の家で受ける介護サービスを提供する事業所が1か所、そして在宅保険が困難な方を対象とした施設サービスでは、住み慣れた鮫川村内で生活が継続できるよう、村内住民が優先的に利用できる地域密着型サービスを採用した事業所が1か所と、村内には2つの事業所が存在し、住宅・施設両方のサービスを提供できる体制を備えております。

このように、医療と介護のほか、村では健康診査を柱とした保健事業、自立した日常生活を少しでも長く自宅で送るための介護予防を実施しており、保健事業と医療サービス、介護予防と介護サービス、これらが一体化した体制整備の構築を進めてまいりました。

しかし、介護予防事業として村で実施してきました筋力づくり教室や、各行政区を中心に展開しておりました高齢者地区支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から計画の変更や中止を余儀なくされ、思うような事業展開ができない状況であります。コロナウイルスの今後の状況が見通せない中、まとまった多人数の集まるこれまでの事業でよいかなど点検を行って、今現在でも各集落単位でふだんから顔を合わせるメンバーの少人数で実施している地域サロンや、いきいき百歳体操などをヒントに、安定的かつ効率的に事業を運営できる体制整備に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、北條利雄議員の2つ目のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 医療と介護の総合的な確保、医療については、この後、同僚議員が同様の質問をされると思いますので、そちらにお任せするようにしますが、やはり常勤の医師がいないということは、村民にとって相当の不安であります。当然、高齢者に限らず、一般の健康な人に限らず、それから小・中学校の子供、こどもセンターの乳幼児、こういう部分での影響も大きいわけです。ここは、現状は後で同僚議員の答弁でお話を聞きますけれども、やはり最大の努力をしてほしい、こういうふうに思います。

それから、介護保険従事者、これも募集しても人が集まらない、資格を持っていても集まらないという状況が続いております。事業者にとっては、相当苦しい展開であります。やはり、これは事業所、事業者任せきりじゃなくて、鮫川の人たちがよりよい介護サービスを受けるといふことからすれば、ここはやはり行政がきちんと支援していかなければならないと思います。

前から私も言っているんですが、福島県にも地域医療介護総合確保基金事業というのがあります。これは、やはり地域の医療従事者の確保、それから介護従事者の確保、こういうことを目的としたものなんですね。やはり、こういうせっかくできた福島県が設立した基金事業を、やはりいろんな計画が必要だと思いますが、ぜひやってほしいと思うんです。村も財政的にも厳しいし、人を雇用する、医者雇用するという部分でもかなりのお金がかかりますけれども、こういうものがある、こういうものを利用して、やはり鮫川の医療介護の従事者を増やしながらか、村民に不安を与えないような対策を講じていただきたいと思うんです。

福島県の地域医療介護総合確保基金というのは、5つに分かれておりまして、1つは医療機関の施設とか設備の整備、それから居宅等における医療の提供、それから介護施設等の整備、4つ目に医療従事者の確保、5つ目に介護従事者の確保、こういうことがうたわれているんです。負担割合は国が3分の2、県が3分の1でできるんですね。やはり、これは計画書を村が作成して、年に何月かはちょっと知りませんが、こういうことをやはり自治体が、せっかくの事業を採択を受ける努力というのは必要だと思うんです。これは、一、二年で進むことはできないかも分からないけれども、やはりこういうことを、事業があることを知りながら、次のサービスに展開するという切れ目ないやり方というのは、常に職員自身が考えてほしい。

やはり、言葉で言っちゃ駄目なんですね。そういう補助金をもらったり、基金を利用したりする場合は、やはり計画が必要です。自治体でありますから、きちんと計画を立てて県に要望する、国に要望する、当たり前なんです。これができなければ、いい事業があったとし

でも、利用できない。やはりこういう部分では、きちんとこういう医療介護については特にしっかりと考えて対応していただきたいと思いますが、もう一度村長のご答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 北條議員におかれましては、議会のたびに福祉関係、そしてまた医療関係、介護関係、特に介護と健康づくりのご質問をいただいております。感謝申し上げたいと思っております。

ただいま介護現場、村に2つの施設がございますが、従業員不足、それからまた様々な職員の待遇も併せて問題が山積しておりますが、現在のところ2つの事業所も、各職員、懸命に村の高齢者福祉事業を充実させるために頑張っております。

私も度々、施設を訪問いたします。まず、ひだまり荘の事業所でありますけれども、なかなか年々資格者が減っていく中で、看護師さんがちょっと不足しておりますが、このところで男性の職員が2人、介護士さん、それから臨床技師というんですか、こういう資格をお持ちの村出身の若い従業員が勤めていただきまして、この前も辞令交付をしてきたばかりでありますし、従事者が非常に不足する中で、貴重な人材だと思って、まず事業所は一つの家族と同じだよと、家族ですから、皆さんで支え合って、そして退職する方をなくして、みんな支え合って、新しい人に教えながら、先輩は後輩をよく面倒を見ていただいて、それ以上に後輩たちは事業所の成り立ち、また仕事を早く慣れていただいて、お願いしたいという訓示もしてまいりました。

また、みやぎ会におかれましても、これは民間の事業所ではありますが、非常に社員教育と申しますか、従業員教育が徹底しておりますね。非常に地域密着型の老人ホームとグループホーム併せて、従業員の確保には苦慮しておりますが、非常に他の事業所からの模範となる指導をされておまして、非常に利用者からも高い評価をいただいております。

今後、また村としても、高齢者福祉の充実のために、両事業所プラス介護認定を受ける人が少ないような健康づくりの施策を一体化として進めてまいりたいなと思っております。

保健事業と介護事業の一体化、既に村は取り組んでおりますが、全て問題を共有して一体化として、フレイルというんですか、どんどんと老いていく、そしてまた介護保険を使う人を少なくするというような事業を、今後また引き続き展開してまいりたいと思っております。

また、議員のほうから介護事業の県の基金制度があるということもありますので、本村の高齢者福祉の事業計画書に見合わせて、そういった有利な制度があるとなれば、早めに手を

挙げながらも、介護施設の、また老人福祉の充実のために利用させていただきたいなと思っております。

今後、村としても、ご指摘のように、まず健康寿命を延ばすために、住民福祉課健康係も一生懸命、今取り組んでおりまして、今年度の受診率は69.8%でしたね。過去74%のときがありました、70%近い受診率で、県内でもトップクラスということでもありますし、また後期高齢者の受診率が68.2%、昨年は44.2%でした。今年は非常にポイント数が20ポイント以上高まっておりますので、国保の対象者の健診、さらには後期高齢者の健診も併せて今後も推進し、さらには食生活改善推進員の皆様方、それから保健推進員、この方々、さらには健康サポーターの方々、この3団体の皆さんの力をお借りして、高齢者対策を精力的に充実できるように進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） まず、医師の確保は、当然です。

やはり、常勤医師がいないと、今、鮫川は医師がいなくてどうこうのと、当然大きな問題になっていますけれども、やはり今は在宅医療、それを推進するという立場になっています。在宅診療とかネットワークを通じた診療、こういうものに切り替わっている中に、医者がないんだからできるわけないだろうと思っちゃいますけれども、やはりここは同僚議員にもきちんとご答弁いただきたいと思うんですが、やはり村民の人、みんな不安に思っています。

今、新型コロナの中で、子供たちもそうですが、やはり近くの医師にすぐに判断いただいて、その後の処置をやるという部分では、常勤の医師がいないと、やはりこれは不安になるのは当然です。そういう部分で、いろんな方から国保診療所に医師の確保を早く解決してほしいという要望がありますので、大変でしょうけれども、ぜひご努力いただきたいということとであります。

それから、医療介護の総合確保、いろんな事業があります。やはり、この事業とか、福島県がやっていること、国がやっていることをきちんと、やはり制度としてあったり、必要があって設立したものですから、これを大変な我が村の状況を考えると、ここを調べてきちんと利用する、こういうそのシステムとか事業の見極め、これをやはりやらないと、人の自治体でやったからまねしようだけの話じゃなくて、率先して調べて、やはり村民のサービスに役立てる事業展開をしてほしい、そう思います。

地域医療、介護、いろいろ課題もあって努力されておりますけれども、これから私たちが

利用するような年齢に当然なっていますので、やはり近くでそのサービスを受けたいというのは、本当に思います。ぜひ、大変でしょうが、ご努力をお願いしたいと思います。

2点目の質問を終わります。

次に、第3点目、GIGAスクール構想の課題についてであります。教育長、よろしくお願ひします。

GIGAスクール構想は、社会の変化を受けて、小・中・高等学校などの教育現場で、児童・生徒各自がパソコンやタブレットといったICT、情報通信技術なんですが、この端末を活用できるようにする取組であります。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、大幅に前倒しされたGIGAスクール構想。小・中学校の児童・生徒1人1台の端末機器が配備され、大きく動き出しております。

GIGAスクール構想は、子供たち一人一人に合った新しい教育を実現できる可能性があり、期待される効果も大きいものがあります。動向を見守りつつ、必要な対策を講じていると思われまふ。

この構想は、端末やネットワーク整備、つまり通信端末や各種サービスの間を有線、無線でつなぎ、情報の伝送を行うための通信設備の実現を目指したものではなく、その先の教育こそが本丸であります。本格的に始動したGIGAスクール構想の現状と、実現に当たり立ちだかる次の課題について伺います。

1つは、教員へのICT教育スキル、教養や訓練を通して獲得した能力、これらへの対策についてであります。

教員が自分自身でICTを使いこなせることと、子供たちにICTを活用した効果的な授業を提供できるスキルとは、また別物であると思ひます。多くの教員は、学生時代に授業へのICT活用に関する教育を受けていないため、子供たち1人1台の端末が配備されたとはいえ、すぐにそれを十分に活用して、先進的な授業を展開できるわけではないと思ひます。この対策として、教員への情報教育やICTを活用した指導、ICT支援員の派遣など人的サポート、支援を含めたICT教育スキル不足対策をどのようにされるのか伺ひます。

2つ目は、情報セキュリティ対策。

IT分野では、暗号や防御のためのソフトウェア、アクセスの制御などを用ひて、データやシステム、通信経路などを保護し、機密漏えいや外部からの攻撃、改ざんなどの危険を排除すること全般を指しますが、これらについてであります。

GIGAスクール構想には、高速な校内LAN、LANは一定の限定されたエリアで接続

できるネットワークの整備とか、クラウド、ネットを通じてサービスを必要なときに必要な分だけ利用する、これらの利用も含まれております。

児童・生徒が1人1台の端末を利用し、事務管理などにおいてもICTが活用される中で、子供たちの個人情報などが流出することのないように、十分なセキュリティー対策を講じなければなりません。

情報セキュリティー対策について、ガイドラインの指針、指標の作成と活用対策について、教育長にお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君に答弁を求めます。

〔教育長 武藤 誠君 登壇〕

○教育長（武藤 誠君） 6番、北條利雄議員のGIGAスクール構想の課題についてのご質問にお答え申し上げます。

ICT教育に関する現状と対応については、今年の3月議会において宗田議員よりご質問をいただき、児童・生徒1人1台分の端末が整備され、高速大容量のネットワークの整備も完了したこと、そして教員の力量を高めるために研修を実施することを回答しているところです。

そして今回、改めてGIGAスクール構想について、北條議員より現状と課題についてのご質問をいただきました。村民の皆様のGIGAスクール構想への関心の高さを改めて感じるとともに、子供たち一人一人に生きる力を身につけさせるために、1人1台の端末を有効に活用しなければならないなど強く感じているところです。

さて、北條議員の1つ目の質問、教員へのICTスキル不足対策について、お答えいたします。

北條議員のご指摘のとおり、GIGAスクール構想は、児童・生徒に1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを整備することが目的ではなくて、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された環境の下で、資質や能力を一層確実に育成することが最終的な目的です。そして、そのためには、やはり教員のICT教育スキルが必要なことは言うまでもありません。

先日、令和3年5月に行われたGIGAスクール構想に関する調査の結果が公表されました。その調査の中では、教員の教材研究や評価、校務などにICTを活用する能力や授業にICTを活用して指導する能力、児童・生徒にICT活用能力を指導する能力などを問う項目があったのですが、例えば授業にICTを活用して指導する能力については、都道府県別

の結果を見ると、福島県は上から数えて41番目、ほかの項目も決して高いとは言えない結果でした。教員のICT指導力の向上は喫緊の課題でもあります。

このような実態の中で、これまで本村では1人1台の端末と高速ネットワークの整備後、教員の活用力を高めるため、文科省のGIGAスクールサポーター配置事業を活用して、小・中学校に指導員を派遣し、タブレットの基本的な使い方から授業での活用法、そして同時に活用する電子黒板の使い方について、3月末までに15回、力量に応じて研修を実施いたしました。

また、本年度もですが、GIGAスクールサポーター配置事業及びICT支援員を活用して、小・中学校合わせて130回程度、指導員に学校に来ていただく計画で、教員の研修やサポート、機器のメンテナンス等を行っております。

そのかいもあって、現在、先生方の力量も少しずつ向上し、電子黒板やタブレットを積極的に活用している姿が見受けられています。例えば、小学校低学年では観察した動植物をタブレットで撮影して、みんなに紹介する活動を行ったり、中学年ではロイロノートというソフトを使って発表活動を行ったり、高学年では実際に見学に行けない自動車工場の様子をタブレットの検索機能を活用して映像で見て、生産の工夫を学習したりしています。

また、中学校でも、タブレットを活用して職場体験の様子を動画で記録したり、休んでいる子供たちにオンラインの授業を試行したりするなど、積極的に活用しているところです。しかしながら、授業で活用するためのスキルは、まだまだ個人によって差があります。

今後もスクールサポーターの支援を得ながら、ICTに関する校内研修を充実させるとともに、文科省で公開しているスタディーエックススタイルに掲載されている優良事例や対応事例などを参考にしながら、授業における教員のICT活用能力を高めていきたいと考えているところです。

次に、2つ目の質問、情報セキュリティー対策についてお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、ICT活用に当たって、子供や保護者の個人情報をはじめ、学校における機密事項が漏えいすることはあってはなりません。GIGAスクール構想においては、子供一人一人がタブレットを使用しますので、例えば問題のあるサイトにアクセスして、ウイルスが侵入して個人情報が漏えいしたり、写真や映像をネットに勝手にアップしたりといったことが心配されますが、タブレットにはフィルタリングがかけられており、またタブレットを一括管理するシステム、MDMを導入しておりますので、タブレットから個人情報が漏えいする危険性は低いと考えております。また、子供たちが作成した学習資料や学習歴

などは、全てクラウド上に保存されることとなりますので、安全性については大きな問題はないかと考えております。

なお、教師側が管理する子供たちの学籍や成績、生活の記録などは、今後導入する校務運営支援システムでの管理となります。このシステムは、広域圏のネットワークを活用しておりますので、安全性は高く、外部からの侵入もできませんので、子供たちの個人情報が漏えいすることも非常に低いと考えております。

ただ、何よりも大切なことは、使用する者が利用規則やセキュリティーポリシーに従って正しく利用することだと思っております。

現在、教育委員会では、タブレット端末運用規程を策定するとともに、子供たちには使用のルールを配布し、安全に使うように指導しております。また、情報モラル教育も計画的に行っております。さらに、教職員に対しましても、学校では個人情報に関する運営要領、セキュリティーポリシーなどを作成して指導しております。

今後も、個人情報の管理については十分に留意して、漏えい事故などが生じないように努めてまいりたいと思っております。

以上を申し上げ、6番、北條利雄議員の質問への答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） G I G Aスクール構想、鮫川でも今、教育長が答弁されたとおりのような形で実験されて、私が質問した教員のスキル向上も、いろいろご努力されていることをお話ししていただきました。

やはり、子供たちを指導するのは、常日頃、教科も含めて教員の役割ってものすごいのだと思うんです。これも、今までないことで、指導する教員の皆さんのご苦労っていうのは大変だと思うんですね。

そういう部分で、やはり1つは学校の現場にだけそれらを任せるんじゃなくて、教育委員会として学校ときちんとコミュニケーションを取りながら、学校の今ある課題とか問題をきちんと把握しながら、やっぱり協力していかないと。教員は、異動するんですよね。鮫川で幾ら頑張ってもG I G Aスクール構想をやっていたとしても、例えばの話ですけれども、他の自治体の学校に行ったときに、全然進め具合が違うことになったら、また困るわけですね。そういう部分では、異動する先生方全体がレベルアップしておかないと、なかなか大変かなと思うのです。

そういう部分では、これから子供たちが、さらにアップしたタブレットを運用したり、パ

ソコンを運用したりするんですが、その指導、実際本格的な運用をされるまでは、まだまだ大変だと思いますが、ぜひ教育委員会でも、学校に任せるだけじゃなくて、やはりきちんとした連携を取った状況を常に把握しながら協力していただきたいと思うんです。

去年の11月に、東京の町田だと思うんですが、学校が配布した端末を使用したSNSに、今、教育長はセキュリティーがしっかりしていると言うんですが、子供たち同士が運用できるようになっていて、書き込みができたんですね。そういう部分で、「うんざり」「うざい」とか「死んで」などの書き込みを同級生同士でやって、自殺した事例があるんですね。やはり、こういうSNS、同じ学校の生徒の中でいじめをやりながら、苦しんでいるということはあるんじゃないと思うんですが、こういうのはあり得るんでしょうか。

いろんなアクセスはできないんだとは思いますが、子供同士でアクセスするって可能ですよね、多分。子供たち同士でいじめに利用できるという話、これは安全性を担保した端末なのかどうかというのを逆に思うんですが。同じ子供たち、同じ教室の同級生同士が、同じ端末でやり取りできるようになっているんでしょうかね。

この辺、いじめ防止対策の観点からちょっとお伺いしておきたいんですが。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） では、北條議員の再質問に答弁させていただきます。

最後にありました町田市の件なんですが、本日の朝のニュースでも情報として提供があったかと思うんですが、私も詳しくはその状況については存じ上げないところではあるんですが、今、北條議員さんがおっしゃったように、学校で配布したタブレットでチャットを使ったというような情報だったかと思うんですが、チャットを使って「うざい」とか「死ね」とかといった暴言を書き込んだということで、その受けたお子さんが自ら命を絶つというとても残念なことが発生してしまったわけなんです。

子供たち同士のやり取りができるかということなんです、まず子供たちにはメール機能は正直入っておりますが、相手のメールアドレス、アカウントについては誰にもお知らせしておりません。本人しか分かりません。したがって、メールでの直接的なやり取りはできないことにはなっております。

また、授業で先ほどロイロノートの話をしました、そのソフトというのは、子供たちの意見を例えば交換することができる。自分の意見を相手に伝える、それは教師がコントロールしています。子供たち同士で意見交換ができるかということのように設定したり、あるいは教師と生徒だけというような、それを設定することができますので、子供同士でやり取りす

る際には、教師の管理の下でできるようになっております。したがって、今の段階では、子供同士のやり取りは、ある程度できないような設定にはなっております。

ただ、むしろいろんな方法で、正直、アクセスして意見を、メールではないんですが伝えることも可能な状況にあるのですが、そここのところはしっかりと機械のほうの設定をまずはしっかり、そういうことができないような状況にしますし、あと子供たちの、やはり情報モラルだと思っんですよ、最終的には。そういう、例えば自分で勝手に設定を外して、相手に入っていくというようなことをしてはいけないという指導もしますし、もちろん相手を中傷するようなことはいけないということは、情報モラルでしっかりと指導していきたいと思っていますので、絶対無理だという、絶対にできないということはないんですが、そのような方法で子供たちの心を育てながら、またこちらのセキュリティーもしっかりしながら、そういったことが起きないようにしていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） セキュリティー対策、当然必要ですし、当然子供たちだけじゃなくて、保護者にもきちんと周知して、セキュリティー対策を講じていただきたいと思います。

町田市の場合は、アクセスができていたんですね。そこで、いじめが発生して自殺したということでもあります。

今、新型コロナで、鮫川は幸いにして全体で7件くらいのコロナ感染の情報がありますけれども、やはり小・中学生に関連して、コロナによって授業を一時的に閉鎖したり、対策は取っていると思っんですが、そうした中で、コロナの感染者が多い自治体では、学校に行つて対面授業を受けるのと、オンライン学習をやっています。鮫川は、そこまではいかないにしても、やはりオンライン授業を学校も教育委員会も頭に入れて対応しているのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） オンライン授業につきましては、本村でも万が一のことを考えて、子供たちの学びの保障をするために、準備は進めております。

正式に運用が始まったのは今年度からなんですが、実は先日、事情がありまして、どうしても子供たちが欠席せざるを得ない状況がありました。その際に、試行として、休んでいる子供たちにタブレットを配布しまして、学校の授業の様子をその子供たちに配信をして、オンライン授業の試行をしてみました。子供たちは9人おりました。学校でも子供たちがいま

した。黒板の様子や、教室の話をカメラで撮って、それを送信して、授業を実際に行ってみました。それが大変よくできまして、教員もこんなに手軽にできるんだということで、感心をすごく高めて、これだったら使えるねということで、さらに今後研修を深めて、万が一に備えて実践していくという体制を整えております。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） ICT教育、GIGAスクール構想、これから学校現場でも努力しながら、いろんな活動を展開していると思うんですが、やはり本格的になるのはこれからだと思うんです。課題、問題もどんどん見つかってくるんじゃないかと思います。そういう部分で、やはり教育委員会も、ぜひ学校に任せることなく協力していただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、GIGAスクール構想にかかわらず、昔、青生野小学校でそれに似たような設備を整備したんですが、たまにデモンストレーションくらいの話で、実際、1回、2回はやったんだけど、結果的には機械を整備しても、結局眠っている。多分、今回も1人端末、タブレット1台ずつ配布しても、使用しなければ保管庫に眠りっ放しという状況が生まれるし、次に進む段階にはならないんだと思うんですね。

この辺で、やはり子供たちがGIGAスクール構想の指針に沿って十分に活用できるように、眠らせない、せつかく整備された機械です。せいぜい、まだ耐用年数もあるでしょうから、何年後にはまた切替えという話が出てくるんです、必ず出てきます。下手をすると、ボタン一つ押せないタブレットが出てくるかも分からない。こんなことはなくしちゃならないということで、子供たちの能力にもよるんでしょうけれども、やはりこの辺のタブレットの活用も含めて、もう一度再点検しながら、課題、問題を1つずつ解決しながら、GIGAスクール構想、ぜひ前に進めていっていただきたいと思います。

最後に教育長の決意を。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） 今、青生野小の話が出ましたが、実はそのとき私も校長でおりまして、耳が痛い話で大変恐縮しているところです。

当時は、カメラを使って、ほかの学校と交流授業をしようということでやったのですが、まずは準備が大変だったんです。それも相手と連絡を取りながら、そして聞く準備をする。そして、準備ができて、実際に今度テレビ同士で授業を行うんですが、途中で止まるんです。

よね。ということで、なかなか効率的にできなかったということで、そのあたりがなかなか進まなかった原因なのかなというふうに思いますが、今回の場合は大変高速大容量ですし、大変スムーズです。やはり、北條議員さんがご指摘のように、使わなければ使わないまま、このまま5年間終わってしまうんじゃないかと、私は非常に不安を持っています。

そこで、昨日、実は園長校長会があったんですが、最低でも1日2回は授業で使っていたきたい。そして、電子黒板も同じように、そして週に一度は家庭に持ち帰って活用していただきたいということをお願いしたところです。もちろん、先生方も忙しいのは重々分かっておりますし、いろいろ尽くしているところでもあります。

教育委員会としても全面的に応援して、何か人手が足りないということであれば、今回も中学校のオンラインの授業のときには、教育委員会から出向いて、お手伝いをしながらオンライン授業を行いました。ですので、そういった形をどんどん進めていって、学校と協力をしながら、このG I G Aスクール構想の最終的な目的がしっかりと果たせるように、学校と共に努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） やはり、機械の整備だけが目的じゃないということで、なかなか一人一人の子供たちが通信機器を全部使いこなせるというのは難しいかも分からないんですが、子供たちにとっては、こういう通信機器って結構覚えるのが早いですよね。大人は苦勞するんですが。そういう部分では、やはり扱いができるということも含めて、この先生方のスキルアップ、それからセキュリティー対策、これをきちんとやりながら、やはりすばらしいこのG I G Aスクール構想を、ほかの自治体に負けないように、鮫川の教育の中で生かしていただきたいと思います。

それから、この先の教育には当然、いっぱい含まれてくるんだと思うんですが、やはりそこが本丸であります。ぜひ、教育委員会もしっかりした対応をいただきながら、G I G Aスクール構想を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で、私からの今議会での一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◇ 関 根 浩 治 君

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

〔1番 関根浩治君 登壇〕

○1番（関根浩治君） 1番、関根浩治です。

9月定例会に際しまして、一般質問をしたいということで、2項目ほど、今回一般質問をしたいと思います。

まず初めに、コロナワクチンの接種状況についてお伺いしたいと思います。

本村の65歳以上高齢者のワクチン接種については、7月末でおおむね完了ということで、8月に入り、65歳以下の方のワクチン接種が開始されておりますが、当初、医師不在でのワクチン接種体制について多様な問題集積の中、村長を中心に関係者の努力で実施できたことに対して、敬意と感謝を申し上げます。

新聞紙上でも公表されましたが、8月10日現在の接種状況についてです。

質問が8月25日までということだったので、データがちょっと古くなりますが、そういう点はご了承いただきたいと思います。対象者については、村内で2,988名中、1回目の接種率が65.4%、2回目接種率が45.6%ですが、その後の接種状況についてはどのような状況になっているかお伺いしたいと思います。

また、ワクチン接種のメリット、デメリット等の考え方がありますが、村民の命と暮らしを守るために、未接種者への周知についてお伺いいたします。

やむを得ない事情の方は別として、重症化リスクを回避するために、一人でも多くの方に接種いただけるよう、お手数でも担当の業務努力でお願いしたいと思いますが、実現できるかどうかお伺いしたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 新型コロナウイルスワクチン接種の状況につきまして、1番、関根浩治議員のご質問にお答えいたします。

まず、当初の計画で予定しておりましたワクチン接種であります。医師不足となったことにより、ワクチン接種が開始できない状況でありました。

しかしながら、ふるどのクリニックの医師の協力を得て、5月29日から土曜日のワクチン接種を開始したところであります。さらに、6月に入り、郡山市在住の医師の協力も得て、平日のワクチン接種も週に2回開始いたしました。それによって、さらにスピードアップすることができ、順調に接種を進めてきたところでもあり、接種を希望する村民の方への接種が10月2日をもって終了する予定となっております。

村としても、集団接種が10月上旬には終了してしまうこともあり、一人でも多くの方に接種していただきたいという思いで、村民の皆様へ文書や防災無線で周知を実施したところでもあります。このワクチン接種は強制して接種するものではなく、あくまでも本人の希望により接種するものであり、なかなか100%の接種は実現できるものではないと考えております。

しかしながら、今後、一人でも多くの方にワクチン接種ができるよう鋭意努力をしておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

以上で、1番、関根浩治議員の1つ目のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） 100%実施というのは、なかなか状況については難しいと思いますが、村内の実施予定者299名というのは対象者全員の数なのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それと、現状、この申込者の中で接種されない方、もし内訳が分かれば、村内の対象者で接種を希望されない方、年代別でどのくらいあるのか、ちょっと分かればその辺の数字も併せてお願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 再質問にお答えをいたします。

接種率のパーセントですね、議員が通告したときから、もう時間が少々たっておりますので、高齢者の接種率、またその後の対象者の申込率、併せて担当課長のほうから答弁を申し上げたいと思います。

○議長（星 一彌君） 住民福祉課長、鈴木隆寛君。

○住民福祉課長（鈴木隆寛君） 住民福祉課長です。

ただいまのご質問ですが、年齢別、10歳刻みとかでもよろしいですか。

まず、高齢者のほうからお話ししますと、まず65歳以上の対象者1,349名、接種者が1,174名、未接種者が175名となっております。次に、55歳から64歳、こちらにつきましては対象者が491名、接種者が431名、未接種者が60名となっております。次に、45歳から54歳、こちらにつきましては対象者が273名、接種者が222名、未接種が51名となっております。次に、35歳から44歳、対象者が315名、接種者が238名、未接種者が77名。次に、23歳から34歳までになります。対象者が277名、接種者が185名、未接種者が92名となっております。次に、16歳から22歳、対象者が171名、接種者が136名、未接種が35名となっております。次に、12歳

から15歳、対象者112名、接種者が82名、未接種が30名というところで、今、お話し申し上げたものは、1回目の接種になってございます。

2回目もお話ししたほうがよろしいでしょうか。

まず、65歳以上の2回目の接種ですが、対象者1,349名、こちらについては1回目と同数になりますので、接種者と未接種者のほうをご説明いたします。まず、接種者が1,148名、未接種者が201名。次に、55歳から64歳、接種者が415名、未接種が76名。次に、45歳から54歳になります。接種者が138名、未接種が135名。次に、35歳から44歳になります。接種者が71名、未接種が244名。次に、23歳から34歳、こちらが接種者が23名、未接種が254名となっております。次に、16歳から22歳となります。接種者が123名、未接種が48名となります。次に、12歳から15歳、こちらにつきましては接種者が50名、未接種が62名となっております。

率にしまして、全体で申し上げます。

1回目の接種率ですが82.6%、2回目の接種率が65.86%となっております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） ありがとうございます。

そういうことで、ワクチン接種につきましては、やはり若い方の未接種者がどうしても傾向的に多いように見受けられます。そういうことで、これは日本国内、世界各国もそのような状況でございます。外国のほうでは、省令でいろんなくじとか、あるいは家まで景品につけてワクチン接種をしているような、そういったことも報道されておりますが、やはり命を守るということで、一人でも多くの方がワクチン接種をされたほうが、やはりコロナに打ち勝つ一つの方法だと考えております。

昨日現在で、国内の感染者が164万5,793名、そのうちクルーズ船が712名ということでございました。死者が1万6,866名、福島県内では感染者が9,266名、死者が173名、うち鮫川村では残念なことに7名の感染者が見られました。県内の新型コロナワクチンの接種関係については、政府の発表によりますと、13日現在で第1回目が62.8%、2回目が51.8%ということで、先ほど課長のほうからお話がありましたように、県の平均よりは、うちのほうはかなり上回っておりますが、そういうことでもやはりワクチン接種というのは重要な予防効果と考えております。

ワクチンの接種の効果について、ファイザー製のワクチンを2回接種した人の調査をした

結果、従来型の株に対しましては、99%の方が十分な抗体を獲得しておりました。また一方、変異株に対しては、英国では94%、南アフリカでは90%、ブラジルでは94%、インドでは97%、アメリカのカリフォルニア州でも97%の抗体の調査結果がありました。

そういうことで、10月末で完了予定ではございますが、未接種者について、やはり何か特段のご協力をさせていただいて、広報、無線等でもかなり周知はされておりますが、もう一度、やはり自分の命を守るということで、特に感染者から2回接種したんですが、また家庭内、あるいは地域内で感染するというようなことになりますので、再度周知をお願いしたいのですが、そういったことで、もう一度周知できるかどうか、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） まず、答弁でも申し上げましたとおり、ワクチン接種は本人の意思を尊重するというようになっておりますが、アメリカあたりでは、子供のワクチンを義務づけていると。そして、ワクチン接種しない子供はオンラインでということもあり得るということではありますが、日本の場合にはそういったことなく、事細かくワクチン接種の効能、一時、若い方々に、特に12歳以上の方々にデマといいますか、やっぱり適当でない情報が流れておりました。そういったことを、若いご両親、そしてまた子供たちも受けて接種が滞ったということもありますが、新聞、ラジオ、テレビ等でもそういった誤報といいますか、それに惑わされないようにという報道も重ねてありました。

本村におきましては、先般の広報誌の中に、キュー・アンド・エーでワクチン接種を希望しなかったけれども、これから希望する方についてはできますかという質問に対して、ご連絡いただければワクチンは確保してありますので、今後も接種できますよというお答えも、それ向けに広報しておりますが、今後またワクチン接種に対しての呼びかけは諦めることなく繰り返しながら、1回目の方でまだ2回目を打っていない、それも若い方々でありますから、そういった方々も含めて、新たに申込みがあった場合にも受入れ体制をつくりながら、これから接種に対しての広報は進めていきたいと思っております。

以上で、答弁といたします。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 高齢者とか、あと青年、中高年者の方で、2回目接種を希望されない方、ちょっと1回目と比較して、2回目的人数がかなり少ないですが、若干漏れている人たちがいるみたいなんです、この中身の理由については、何か副作用が心配で2回目を受けられないとか、あるいは仕事の関係でどうしても予定がつかないとか、そういった理由があ

って、2回目の接種が比較的、1回目打ったんだから、2回目は大体は100%の方が打つものだと私は考えていたんですが、そういった何かの理由があつて2回目が進んでいないのか、ちょっとその辺、もし状況が分かれば課長のほうから、村長でも結構ですけれども、その辺分かれば答弁願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） その内容につきましては、担当課長のほうから答弁申し上げたいと思います。

○議長（星 一彌君） 住民福祉課長、鈴木隆寛君。

○住民福祉課長（鈴木隆寛君） 住民福祉課長です。

今、ご質問があった件ですが、1回目と2回目というところでの率の差につきましては、1回目接種後の3週間空けるといふところもございまして、数字のほうはちょっと若干伸びていないといふところもございまして。

あとは、1回目の接種はしたんですが、ちょっと怖くてできないとかというような不安があつて、ちょっとやめまうと言われたような方もおりますし、あとは1回目接種して亡くなった方とか、そういう方もございまして。

そういう関係で、ちょっと率のほうは、全体的に2回目のほうが伸びてはおりませんが、最終的に2回目接種が終了する段階では、ほぼ同数の80%台といふところが確保できるのかなといふふうを考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 最終的に80%ということで、村としては今後、どのくらいまで未接種者を引き上げて、どのくらい最終的に持っていきたいか、その辺、もし内部で検討されているのであれば、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 目標数値ですか、今、課長から答弁ありましたように、最終的に8割以上ということでもあります。

ワクチンに対して、どうしても主治医と相談して受けられない方がいらっしゃるんですね。それと、もう一方は、受けない方がいらっしゃるんですよ。ワクチンは、絶対やりませんと、様々な情報を得て、ワクチンはやらないと選択している村民も実際にいらっしゃいます。はっきりと、私はやりませんよということを意思表示されている方もいらっしゃいますから。

今の課長が答弁した1回目で亡くなってしまったというのは、因果関係がなくて亡くなってしまった村民だと思えますが。全国平均よりも高い、小さい村であれば私は8割以上の方に打っていただいて、あとは打たないという意識の中には、副作用の様子を、周りの方が打った状況の様子を見ているという方もいらっしゃるという話は聞きました。熱が出たり、副作用が出たりということが怖いと。あとは、運動盛りの青少年たちがやっぱり接種することによっても、大会に出られないとか練習に出られないということも懸念しているということもお聞きしておりますが、とにかく一人でも多く村民の方にご理解いただけるように、先ほど答弁しましたように、8割以上になれるように鋭意努力をしてみたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） そういうことで、やはり先ほど再三申し上げているとおり、この新型コロナ対策については、ワクチン接種がやっぱり最も有効な手段でございますので、時間と手間暇はかかると思いますが、やはり一人でも多くの命を救うためにワクチン接種が重要ですので、これから再度、粘り強く村民の方にご協力いただいて、一人でも多くの方に接種いただいて、感染者が出ないように、収束するように頑張りたいと思います。

1つ目の質問に対して、以上で終わりたいと思います。

○議長（星 一彌君） それでは、質問途中でございますが、13時まで休憩に入りたいと思います。

（午前11時57分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（星 一彌君） 一般質問を行います。

1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） それでは、午後に入りまして、2つ目の質問をしたいと思います。

まず、「環境整備公社」設立の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

令和元年第7回定例議会で、環境整備公社設立について一般質問をしたところ、設立に向けて関係者と協議しながら準備、検討を重ねますとの答弁でしたが、その後、副村長を中心に視察研修等を実施したとのことですが、現在の設立に向けた状況についてお伺いしたいと

思います。よろしく申し上げます。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 1番、関根浩治議員の2つ目のご質問に対しましてお答えをいたします。

環境整備公社の設立に向けましては、昨年度、庁内に設立に向けたプロジェクトチームを立ち上げ、副村長を中心に6回にわたって検討を進めてまいり、令和3年度からの設立に向けたスケジュールや、村内の民間業者の意見をお聞きしながら、民間業者を圧迫しないような業務を模索していくべき、また当面は商工会にあるシルバー人材センター事務局を公社で引き受け、その後、徐々に業務を拡大していくべきなどといったチーム員からの意見などにつきまして、今年3月に報告を受けたところであります。

今年度においては、商工会やシルバー人材センター、また村内の主な企業に対しまして、公社設立の趣旨や今後の予定等につきまして説明をしながら、公社立ち上げへの理解促進に努めているところであり、今のところ、皆様からおおむねご理解を得られているところではございますが、設立後に業務がうまく拡大できずに収益が上げられなかった際の村からの赤字補填を懸念するご意見などもいただいております。設立に向けては、まだ多くの課題があるものと認識をしております。

昨年の9月定例議会の再質問で副村長が答弁しておりましたとおり、今年度中、または来年度をめどに公社を設立したいと考えておりますが、公社を設立して終わりではなくて、設立後、公社が利益を生み、稼げる組織となって、本村の里山環境の維持を担っていける組織となっていくことが最も大切であることから、こうした様々な課題を慎重に検討しながら設立の準備を進めるべきと考えております。

なお、設立後には、当面、シルバー人材センターの事務局の引受けを足がかりとして、耕作管理や収穫作業などの農作業受託、草刈りや支障木の伐採といった環境維持業務の受託など、徐々に業務を拡大してまいりたいと考えております。

この風光明媚な本村を、今以上に魅力ある農山村に、さらには美しい村を次世代につなげていけるよう、公社設立に向けてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上、1番、関根浩治議員の2つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 公社設立については、新たな雇用を生み出しますし、また先ほどお話しありましたように、村内の住環境がよくなるということで、今後少子高齢化がより一段と進んでいく中で、やはり担う期待は大きいものと考えます。できることなら、早急に設立していただいて、やはり一日でも早く事業を進めていただいて、最近、鳥獣被害等によって耕作地がどんどん荒れてきておりますので、そういったことに対しても、やはり真剣に取り組むことが必要だと思いますので、やはりすみかをなくすことが一番頭数の減少につながる効果が大きいと思われまますので、そういったことで、できればいつ頃までに部署の立ち上げを検討しているのか、その辺ははっきりのところをお答えできるのであれば報告願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） その時期につきましては、まず民間業者の同意といいますか、そちらを今、取り付けているところでありますし、また会社設立趣旨につきましては決まっておりますけれども、今後、資本金の構成、これも加味して、どうやって会社の資本金を充当するかということも、議会の皆様の同意を得てからでないと公社設立にはつながらないと思います。

その2点につきましては、副村長のほうからご答弁させていただきます。

○議長（星 一彌君） 副村長、渡邊直樹君。

○副村長（渡邊直樹君） 関根議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

まずは、その時期の件でございましたが、大楽前村長の頃のめどとしては、平成36年度、つまりは令和で申し上げますと令和6年度、そこまでに設立したいというふうに、以前の村長のときには申し上げておりましたが、繰り返しになりますが、昨年度の9月定例会において、北條議員のほうからの再質問に対しまして、私のほうから早ければ今年度中で、遅くても来年度中を目途に設立させていただきたいというふうにお答えさせていただいたところがございます。

なお、その詳細な、何月ですというところまでには、まだ具体的には詰まってはございませんが、今ほど村長から答弁ございましたとおり、まず資本金の問題もでございます。

私が、商工会ですとか、あとはシルバー人材センター、民間企業のほうを、まだ数件ではございますが回らせていただいているところでもございまして、その業者の方から、資本金へのご協力があった場合にはどうですかということでお話もさせていただいて、いろいろちょっと条件等はございますが、そういった場合でも資本金への協力はいいですよというふうに

おっしゃっていただいているところもございました。

民間企業からのそういった資本金へのご協力ですとか、または今はやっておりますクラウドファンディング、そういった手法もございますので、あらゆる方策を考えながら、もし村のほうから資本金を出す場合でも、それは大切な公金でございますので、きちんと先々の見通しが立った段階で、幾ら必要ですということで議会の皆様にお諮りしながら資本金のほうを考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 1 番、関根君。

○1 番（関根浩治君） 事業を立ち上げるということになると、やはりお金がかかる話でございますので、やはり国・県あたりで、こういった里山の開発、景観保全とか、そういった事業に使えるものがあるかどうか、いろいろと幅広く検討していただいて、資本金の増勢、あるいは事業の取組を検討していただければなと思います。

また、さめがわファンクラブ、そういったサイトもありますので、特に村では財源的に余裕がございませんので、クラウドファンディングあたりで都会からいろんな情報をいただいて、その事業に参画していただいて、秋にはうまいもの祭りで精いっぱい里山の景観を堪能してもらおうというような、そういった一つの方策なんかも資金集めの方策として考えられるとは思いますが。

そういうことで、いろんな形で情報を発信して、やはり村の中だけじゃなくて、国内隅々までに発信していただいて、できるだけ一日も早い立ち上げにご検討をいただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

そういうことで、特に公社については、やはり鮫川のこれだけの耕地面積、あるいは山林資源等がありますので、十分活用するためにも、あるいは村民の所得の向上の一環としてやはり考えていますので、十分担当課等ご検討をいただいて、一日も早い設立を切に要望いたしまして、私の質問を閉じさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（星 一彌君） 10 番、宗田雅之君。

〔10 番 宗田雅之君 登壇〕

○10 番（宗田雅之君） 令和3年第4回議会定例会において、2点について、教育長、村長にお伺ひいたします。

まず、1点目、小・中学校の存続についてお伺いします。

未婚者の増加、若者の村外への流出などに伴い、年々減少する子供たちの数。このような中、学習・スポーツの一層の向上を図るため、村外の中学校に就学する子供たちがおります。志を持って希望する学校に就学することは大変大切であり、個人にとっても夢に向かう一歩であると考えますが、現状、村内の子供たちが減少する中、この流れが続くことにより、中学校の存続も危惧されます。教育委員会としてどのようにこの現象を捉えているのかお伺いします。

また、小中一貫校の計画を進めていると思いますが、その意義と進捗状況をお伺いたします。よろしくお祈りします。

○議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠さんに答弁を求めます。

教育長、武藤誠君。

〔教育長 武藤 誠君 登壇〕

○教育長（武藤 誠君） 10番、宗田雅之議員の1つ目の小・中学校の存続についてのご質問にお答えを申し上げます。

鮫川村においては少子高齢化が進んでおり、小・中学校においても児童・生徒数が減少傾向にあります。今年度の在籍数は、小学校が138名、中学校81名、合計219名ですが、その後年々減少し、令和7年度、推計ではありますが、小学校が104名、中学校が69名、合計173名と、小・中合わせて40名強が減ります。1年ごとに10名程度減少していく計算となります。

そして、議員からもお話がありましたが、中学校入学時に学習やスポーツの一層の向上を図りたいと、私立の学校や村外の公立学校を希望して進学していく子供たちもいます。令和元年度は3名、令和2年度は1名、今年度は4名でした。私立の学校の中高一貫教育や得意なスポーツに魅力を感じて、希望する学校へ進学する子供が少しずつ増えてきているようです。

一方で、他町村に転居した子供が引き続き鮫川で学びたいと、区域外就学で鮫川小・中学校に通学している子供たちもいます。令和元年度は3名、令和2年度は8名、そして今年度は10名です。こちらは年々増加傾向にあるようですが、全体的に見れば本村の児童・生徒数は、少子化の影響や転出、村外の学校への進学で年々減少し、議員ご指摘のとおり、特に中学校の生徒数が減少していく心配がございます。

教育委員会としては、これからの人口動向として児童・生徒数のある程度の減少はやむを得ないものの、その減少幅を少しでも小さなものになるようにと考えております。

そこで、次のような手だてを講じていきたいと思っております。

1つ目は、魅力ある学校づくりです。

現在、小中一貫教育の実現に向けて取り組んでいるところではありますが、9年後、建て替え時期を迎える鮫川中学校の校舎を新たに建設するときには、小学校と中学校を1つにして義務教育学校を設置したいと考えております。小中一貫教育校としての魅力ある校舎を建設し、9年間を見通した系統的な教育カリキュラムの作成や、ふるさとキャリア教育、英語教育の充実など特色ある魅力的な教育活動を導入して、子供たちには行ってみたいと、そして保護者の方々には、また地域の方々には通わせてみたいと思えるような学校づくりに取り組んでいきたいと考えております。

2つ目は、得意なスポーツの一層の向上を目指している子供たちですが、進学後も地元の鮫川で活動ができるように、例えばさめがわスポーツクラブと、村のスポーツ少年団や指導者の方々のご協力をいただきながら、参加できる年齢層を引き上げたり、あるいはクラブスポーツのような組織にしたりして、中学校に進学しても引き続き好きな活動ができるようにしていきたいと考えております。

3つ目は、現在行っている能力検定受験促進制度、修学旅行助成事業、給食費補助事業を継続して、本村の学校で学ぶメリットを十分に感じていただけるように努めていきたいと考えています。

そして、4つ目には、移住・定住支援の促進や子育て支援など、関係部署と連携して、人口流出に少しでも歯止めがかけられるように、魅力ある村づくりに協力していきたいと思っております。

以上のような手だてを講じて、小・中学校の児童・生徒数の減少に少しでも歯止めがかかるように、またできれば現状を維持できるように力を注いでいきたいと考えています。

次に、小中一貫教育の実施に向けた取組ですが、小中一貫教育に関することにつきましては、3月議会で遠藤議員からご質問をいただき、3月時点での教育委員会としての小中一貫教育導入についての考えを述べさせていただきました。

過疎化、少子高齢化が一層進む本村の今後の教育を考えたとき、これまで推進してきた小中連携教育やふるさと教育を踏まえ、小・中学校を一くくりとして系統的な教育活動を実践したり、ふるさとキャリア教育などの特色ある学校教育を進めたりすることは、若い世代の人口減少に歯止めをかけ、将来の鮫川村を支えていく人づくりにもつながるものと考えております。また、小中一貫教育を行うことで、村の教育方針が明確になり、教職員はもとより、

地域住民も一体となって鮫川の教育に取り組むことができます。さらに、さめがわ学など独自の教科を設定することで、本村が推進しているふるさとキャリア教育の充実にもつながります。

そのほかにも小学校段階における教科担任制の実施や部活動への参加など、教育活動の可能性が広がり、いわゆる中1ギャップの解消や幅広い人間関係の醸成など、小中一貫教育導入には、教育的課題の解決に向けたたくさんの意義を見いだすことができます。

続いて、現時点での小中一貫教育導入に向けた進捗状況ですが、まず今年の4月に小・中学校で行った保護者説明会において、教育委員会としての考え、小中一貫教育に取り組んでいく方針についてお伝えいたしました。

そして、6月には学校関係者、保護者、地域有識者、教育行政関係者から成る学校教育検討委員会を開催し、今後の鮫川村の教育の在り方について話し合いを行いました。

この学校教育検討委員会では、鮫川村の今後の教育の在り方として、小中一貫教育の実現に向けて取り組んでいく考えを私のほうから説明させていただきましたが、村独自の教育は魅力的、英語に特化した教育があってもいいという意見もありましたが、たった数回の検討委員会で村の大事な教育の在り方を決定するわけにはいかない、あまりにも早急過ぎるといったご意見もいただきました。

3月議会では、私からできるだけ早い段階で小中一貫教育を導入していく思いを述べさせていただきましたが、今後さらに検討委員会を重ねて、委員の方々のご意見を伺いながら話し合いを深めて、納得していただきながら、小中一貫教育の実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

なお、前段に申し上げました中学校建て替え時期に義務教育学校設置を目指すことについても、今後、検討委員会で話し合いを行い、理解を得ていく考えでおります。

この検討委員会は、今年度、あと4回ほど会議を予定しております。

そして、村に勤務する教職員に対しても、7月に研修会を2回実施いたしまして、教育委員会としての方向性を示すとともに、小中一貫教育に向けた具体的な取組について、幼・小・中の先生方で協議を行いました。

協議では、小・中合同の会議、乗り入れ授業、合同行事などについて、どのような形で実施すれば可能なのか、そのときの課題はどんなものなのかなど、小中連携強化の具体策について話し合いを行いました。

以上、進捗状況についてお話をさせていただきました。小中一貫教育の実施にはやや時間

がかかるかもしれませんが、今後も鮫川村独自の特色ある教育、そして魅力的な教育の実現に向け、丁寧に対応していきたいと考えております。

以上を申し上げ、10番、宗田雅之議員の質問への答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 現在、修明高校が間もなく廃校になる中で、まず中学校、これがいろいろな子供の思いは私らも分からないわけじゃないし、夢を持って村外の中学校に行く、これも分からないわけじゃないと思います。

ただ、以前は学区外であっても、鮫川中学校からかなりの進学校に行っている子供たちがいます。そういう子供たちの例を取ったときに、何で鮫川中学校から学力の向上を求めて他町村まで行かなきゃならないのか。私らはそういう教育関係の方の引き止める力、指導力、そういうのが足りないのかなと、私はそういう思いで質問いたしました。

ただ、小中一貫校のお話も出ていますけれども、小中一貫校をやる前に、現状が続いたらば、私は子供の数がますます減っちゃって、これもなかなか難しいんじゃないかなと。

あと、今、教育長さんが答えたんだけど、魅力ある学校づくり、これは新校舎じゃないんですよ。私は、学校を造れば、魅力があるとかはないんだと思います。やっぱり子供だから、学力を上げて、要は就職のいい学校に行って、就職の幅を広げる。やっぱり学力が上がれば窓口も広がりますから、窓口を広げる、そういう思いがあつての魅力ある学校だと思うんですよ。

だから、そういうことが私は大事じゃないかなと思って、新しい学校とかそういうのは二の次なのではないかと思えますけれども、どうですか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） 宗田議員の再質問にお答え申し上げます。

魅力ある学校ということですが、学力もやはり魅力ある学校の一つだと私は考えています。

じゃ、鮫川の小・中学校の学力の実態はどうなんだというお話になるかと思いますが、これは前回の議会のときにもお話ししたかと思うんですが、子供たち、今回、全国学力学習状況調査の結果がありましたが、ほぼ県並みの結果でございました。多少、年によって高い低いがあるんですが、トータル的に見て、ほぼ、ほかの地区から見ても見劣りするような学校ではないと思っております。

ですので、今、子供たちが中学校に行く際に他の学校に進学するというのは、やはり決して学力が低いから行くのではなくて、やはり今、例えば私立学校でもいろいろ工夫を凝らし

て魅力ある学校づくりをしております。例えば中高一貫教育という、やはり魅力ある教育だと思いますし、そこを目指していくということもやっぱりあると思いますし、またスポーツに関しても、やはり自分の得意なスポーツをさらに伸ばしたいという意味で行くんだと思います。そこも、やっぱりその学校に魅力を感じていくんだと思うんですよね。

ですから、鮫川でこれからつくる学校なんですが、これまでもお話ししたとおり、子供たちにとって魅力ある学校というのはどんな学校なのかというのをしっかりと見極めて、それに沿った学校づくりをしていくことが私たちの役目かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 教育長さんもお存じだと思いますけれども、秋田県東成瀬村の学校、これは平成18年現在、人口2,600人だと思いますけれども、この学校が学力日本一、あと星空の景観が、これは日本一だということで認定されていますよね。

この学校が、せいぜい子供たちの数が小・中合わせて200名、これが全国一番の学力を上げた、そういう学校でございます。そういう中で、鮫川もそんなに変わらないんですよ、これ。今現在二百何人でしょう、トータルで合わせて。

そういう教育というのは、こういう小さいからこそ可能なんだろうと思いますけれども、そういう研修もこの学校は世界各国から年間600名来るそうですけれども、村としてもそういう研修も必要ではないかと思っておりますけれども、教育長さんどうですか、それ。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） 毎年、全国学力学習状況調査の結果を見ますと、議員ご指摘のとおり、秋田県や、あるいは北陸地方のほうがよく1番、2番というような上位に位置しているわけなんです、詳しく見ますと、正直、正答率を求めますが、その正答率って67%、66%、65%、本当に幅が狭い中での1、2位なんです。あるいは、もちろん47もあるでしょうけれども、大変幅の狭い中でありませう。

ですから、そういった目で、きれいに1から47まで並べるとどうしても順位が目立ちますので、そういった学力が低いのではないかというふうなイメージが湧くかもしれませんが、私はそれよりも、もちろん現時点の学力としては大事だとは思いますが、さらにそれ以降の伸びというものを私は考えていく必要があるのではないかというふうに思っております。どれだけ伸びていくか。小学校時代、あるいは中学、あるいはそれ以降、高校と行って、その段階で子供たちの伸びを見ていくと、また違った見方ができるのかなというふうに思ってお

ります。

ですから、決して鮫川の学力が全国に比べて低いというような思いは一切持っておりません。伸びもちろん、子供たちの伸びは素晴らしいものもあります。それは、福島の学力調査ではかることができるんですが、今回の結果を見ても、3年前に実施した結果と今年実施した結果、子供たちはしっかりと伸びていますので、そういった意味で、教師側においても指導力が決して落ちているということは、私は思っておりません。

ただ、子供たちにとって、学力を高めることができる授業というのはやはり大切だと思っておりますので、先生方の研修会をしっかりと進めて、今も行っているところではあります。各学校においても計画的に実態を分析して、どのような指導が子供たちにとって効果的かということをしかりと研修しておりますので、今後の学校での先生方の活躍、そして子供たちの頑張りに期待したいと思っております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 東成瀬村は、やっぱり鮫川と同じで、鮫川村にスーパーはありますけれども、スーパーも塾もないところなんですよね。こんな豪雪地帯でこれだけの学力を上げる。これはいろいろな、学力だけが子供たちのあれじゃないと言われればそれまでですけども、やっぱり基本は、子供は学校へ行くからには学力を上げて、窓口を広げて、世の中に出て、そして活躍する、それが私らは最優先ではないかと思えます。スポーツもちろん大事です。ただスーパースターはなかなか、これは持って生まれた素質もありますし、能力的なものは、やりようによっては、私は、こういう片田舎だから、小さい3,000にも満たない村だから可能なのではないかと思えます。

そして小中一貫校、これも東成瀬村は小中一貫校と似ているんでしょうけれども、小中連携なんですよね、一貫校ではなくて連携校。要は9年間情報を行き来して、悪いところとかいいところとか、そういう情報を、ここの子供を9年間、小学校から中学校の先生が情報を流通して交換できる、そういう仕組みづくりなんですよね。そういう連携、何も一貫校にしなくても、現状でも情報の連携なんていうのはもちろんできるし、ましてやICT教育、現状でこれは十分可能だと思いますよ。そういう連携を図ることも、教育長さん、大事だと思いますけれども、どうですか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） 小中連携教育につきましては、これまでも鮫川村ではもう長年続け

で行っていることです。しかも幼稚園も加わっておりますので、幼・小・中が連携してプログラムをつくっております。そのプログラムに従って教育を進めておりますので、その点では他に劣ることはないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） ぜひとも、子供の声が地域になくなるというのは本当に寂しいことであって、活性化に歯止めがかかっちゃうんですね。

だから、子供の数の減少というのは私らも危惧するところですから、ぜひとも、もし進学中学校に行くようなときには、父兄と教育委員会と、引き止めではないけれども、きちんとしたお話を聞いて、ならば鮫川中学校に入れてください、そういう引き止めも、私はあつてしかりだと思いますが、どうですか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） 私もそういう思いはございます。ただ、それぞれの家庭で、あるいは子供の考えもあると思います。保護者の考え、あるいは子供の考えを尊重することも私は大事だと思っています。でも、それに負けないくらいの魅力的な学校づくりをしていきたいなというふうにも思っております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） ぜひとも魅力ある学校づくり、これは私、何度も言うようにですけども、新しい校舎ではないと思いますので、子供の情操教育とか道徳教育とか、そういうのを合わせて指導していただけるようお願いいたしまして、1問目を終わります。ありがとうございます。

2点目の質問に入ります。

砂防ダムの対応について、村長にお伺いいたします。

地球温暖化に伴い、豪雨などで大量の土砂が上流より流れ出し堆積する砂防ダム。本村でも多くの砂防ダムに堰堤の上層部まで土砂が堆積し、降雨の際、本来ならば堰堤の下にある排水路から流れ出るが、排水路が詰まり、上層部から勢いよく流れている現状であります。

今後、過去を超えるような降雨により土砂が流出するようなことが予想されるが、砂防ダムの現況をどのように捉えているのか。また、関連する河川の整備も急務と思いますが、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 10番、宗田雅之議員の2つ目のご質問に対しましてお答えをいたします。

村内には現在、9か所に砂防ダムが設置されており、福島県が維持管理を行っているところであります。

これらの維持管理について県南建設事務所に問合せをしたところ、砂防施設については、福島県砂防設備長寿命化計画に基づき定期的に点検を実施しております。鮫川村内の砂防施設については、施設の劣化の程度に応じて、2年から6年に1度点検を実施し、適切な維持管理に努めております。堆積物等により砂防施設の機能を著しく失っているような場合には、除去等について検討してまいりますとの回答をいただいております。

村としましても、県と情報の共有を図り、現状の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、河川の整備についてのご質問にお答えをいたします。

近年、予想をはるかに上回ると表現されるほどの記録的な大雨により、全国各地に河川の氾濫や浸水被害が相次いで発生しております。これらの被害を最小限に食い止めるためには、河川の流下能力が適正かつ継続的に発揮できるかが一つの大きなポイントであると考えております。

村としましては、当面の対策として、河川に堆積した土砂の撤去を行うことで、流下能力の維持・向上を図り、河川を原因とする災害の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

県管理河川につきましても同様であり、治水機能の向上と安心・安全な住環境整備のため、継続して関係機関に要望してまいりたいと考えております。

以上、10番、宗田雅之議員の2つ目のご質問に対する答弁といたします。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 砂防ダムは国土交通省管轄、県土木事務所の管理だと思うし、鮫川村のあれではないと私は思いますが、まず内ヶ竜の砂防ダム、現状を見たことは、村長ありますか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 砂防ダムは、私は極力休みのとき、それから朝一番、役場に来る途中

でルートを変えながら村内を見ております。内ヶ竜のあの砂防ダムもよく存じ上げておりますし、他の砂防ダムの堆積状況も確認をしております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） これは、堰堤から間もなくあふれそうになっていますよね、もう堰堤から上に泥がたまっていますから。砂防ダムの決壊そのものは、私らは大丈夫だとは思いますがけれども、ただそれが流れ出して、今度は下流にどんどん土砂が堆積しているんですよね。だから堆積物を、場所を振り分けて村は対応しているんだと思いますけれども、こういう危険箇所、私は危険箇所だと思います。これが万が一、砂防ダムは崩壊はしないと思えますけれどもした場合に、下流部、はっきり言って広畑、中野、役場、中心地、全部これ堆積物で埋まって水量が上がると思えますよ。だから万が一の災害が今はありますから、そういう対応というか、そういう堆積物の除去、これを早急にやらないと、私は万が一ということがあり得るんだと思います。だから、中野、広畑、河川に相当堆積していますよ、今も。こういうのはやっぱり優先的に取っていかないと、下流域の方が大変なことになるんだと思いますが、どうですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ご指摘のとおりであります。

まずは、近年の想定外の豪雨、短時間に線状降水帯というんですか、短時間に何十ミリも降ってしまう豪雨が続いております。そのたびに上流部の森林が崩れ、そしてまた河川に土砂が流れ、そしてまたその土砂が下流に流れる途中で砂防ダムで食い止められているという状況で、内ヶ竜のダムもまさしく議員指摘のとおり、満タン状態です、木が生えていますから。

先ほど答弁しましたように、こういった状況を踏まえて、村で着工できる工事ではないので、これは県に根強く要望して、土砂堆積の状況、そしてまた土砂が堆積しても絶対あのダムは決壊しないんだという保証はどこにもございません。ご指摘のとおり、土砂に押し流されてダムが崩壊するという決まっていけないわけではないので、それは県に根強く要望してまいります。

今年度、実は阿武隈川、それから鮫川、那珂川、久慈川の上流を併せて、県をまたがるリモート会議を何回も重ねております。そのたび鮫川村長の考えはどうかと、こう聞かれます。私は常に言っています、下流に土砂を流さないのが上流の責任でありますと、私たち

の責任であります。しかしながら、山が崩壊して河川を止めて、毎回大雨のために大量の土砂が下流に流れ出す、これが現状であります。県には治山工事、徹底してお願いしたいと。あと国には、営林署管轄の国の国有林、崩れたこの土砂を食い止めるために、砂防ダム、さらには治山工事、これを進めてもらいたいと、もう4回も今年になって言いました。

それは私どもの役目であって、おっしゃるとおり、下流に過度に土砂を堆積したのでは、下流が河川の崩落、堤が決壊するわけです。ですから、私どもも下流の皆さんと協議、連携を取って、上流から土砂を流さない、このように自治体でも私どもも鋭意努力して国・県に働きかけますと、このような話を何度もしております。

ですから、過度に土砂を撤去するというのは、下流の堤防決壊、これにつながっておりますから、今回も本村が今年度になってから発注をいたしております富田の彦次郎地内、さらには馬場につながる落合川の集積の撤去、そしてまた今回、真坂川の集積した土砂の撤去も補正予算で組んでおりますから、議員皆様には、やっぱりそういった地道な土砂の撤去を計画的にしなくてはなりませんし、また広畑、今、議員のほうから地内と言われておりますが、数年に1回の土砂の撤去、県の発注になるかと思いますが、これを繰り返し根強く県、そしてまた国のほうにも併せて求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 場所がどうこうじゃなくて、危険度の高い順から、恐らくこれだけ降雨が激しい時期だから、私らは危険度の高い順からやったほうがいいのかなと、そういう思いでこの質問を出したわけなんですけれども、それとこういう土砂の流出というのは、やっぱり環境整備、だから関根議員のほうから質問ありましたけれども、環境公社をいち早く立ち上げて環境整備、これをやらないと、同じようなこういう土砂堆積とか土砂の流出というのはかなり進行するんだと思いますので、ぜひともそれも含めてやっていただくことをお願いいたしまして、2点目の質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 関 根 英 也 君

○議長（星 一彌君） 7番、関根英也君。

〔7番 関根英也君 登壇〕

○7番（関根英也君） 7番、関根英也でございます。

今回、1問だけ質問をさせていただきます。

村国保診療所の運営状況と常勤医師確保の見通しについてお尋ねいたします。

国保診療所に常勤医師が不在となってから約半年が経過いたします。新型コロナウイルス感染への対策が求められる中で、今年4月1日に着任した医師が1週間もたたないうちに突然退職されるという異常事態が発生しております。このあおりを受け、新型コロナワクチン接種の遅れをはじめ、非常勤医師による週1回、木曜日午後だけの診療となったため、村民に動揺が広がり、心配と不安の声が広がっております。

本村は、病院や薬局などの医療資源に乏しい上に、高齢化が進み、加えて交通の利便性も悪いという環境の下にあります。

国保診療所は、村民の健康と命を守る上で極めて重要な施設であります。国保診療所の存在は、この村で暮らし続ける上で村民に大きな心理的安心感を与えております。したがって、歴代の村政は常勤医師確保のために並々ならぬ努力を重ねてきたものであります。

村民は、村内唯一の医療機関である国保診療所に、一日も早い常勤医師の確保を切実に願っているのであります。また、現在、村は常勤医師確保のために具体的にどのような働きかけをしているのか。また、その成果はあるのか。この間の診療所の運営状況とともに常勤医師確保の見通しについてお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 7番、関根英也議員の1つ目のご質問、村国保診療所の運営状況と常勤医師確保の見通しにつきましてのご質問にお答えをいたします。

まず、国保診療所の運営状況であります。現在、常勤医師不在のままの診療所の運営を行っております。現在までに、毎週木曜日の午後の診療を行っておりますが、診療日には患者さんが集中し、毎週60名ほどの受診があり、大変混雑し、待ち時間も長くなっているのが現状であります。このような状況が長期化すると、患者さんはもとより診療所を引き受けていただいている医師への負担もかなり大きくなることが予想されます。

そこで、村としても、一日も早く常勤医師を確保するために、様々な情報を基に医師へのアプローチをしてみましたが、年度途中ということもあり、なかなか常勤医師が見つからない状況にありました。

しかし、8月13日に、村のホームページを見たが現在も募集しているのかとの問合せをきっかけに、8月24日には、国保診療所見学のため来村した医師が、福島県内の開業医であることが分かり、施設見学後、副村長、住民課長、事務長、看護師を交えての面談を実施いた

しました。

その日の面談の中で、常勤医師として勤務できるとの話をいただきましたので、最短で10月上旬からの勤務開始を目指して、その後数回の打合せを実施し、9月中の委託契約締結をするべく連絡調整をしているところであります。

この医師は、福島県内の医療発展に長年にわたり支えてきた方であり、本村のへき地医療に貢献していただけるものと思ひ、委託契約の判断をした次第であります。

現在、医師側の事務手続を進めているところであり、村との委託契約締結までには至っておりませんので、今議会での医師の名前の公表は差し控えさせていただきたいと思っております。

常勤医師として本村の医療にご尽力いただけるものと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、関根英也議員の1つ目のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 7番、関根君。

○7番（関根英也君） 答弁をいただきまして、医師確保の見通しが立ったということは、非常に喜ばしいことであります。

ただ、今年の4月に着任いたしまして、1週間ぐらいで退任をいたしました医師、村でも正式な契約をされていたのかなと思いますが、その医師にコロナワクチンまで村では期待していたと思いますが、急激な退職であったんですが、どのような契約をなされていたのか。急激な退職で契約違反などなかったのか。また、1週間ほど着任していましたので、その間、その医師には報酬とか給料とか支払いになったのか、その件、お答え願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 新年度に議会の皆様にもご報告できました着任していただける契約をいたしました医師でございますが、まず若いということと行動力に富んでいるということもありまして、4月から大丈夫ですということもありまして、土曜日の診療もできますという意欲の高い青年医師だったということで、契約をさせていただきました。

しかしながら、本人の健康上の理由で、数日間で退職をしたいというような申入れが村にあります。私どもは、契約した以上、できるのであれば医師住宅に住んでいただいて、ご結婚されたばかりの医師だそうでもありますから、ずっとここで末永く住んでいただいて地域医療を支えていただきたくて契約を結んだのであります。本人の様々な健康上の理由ということであって退職願を出されました。私たちが困惑はいたしましたが、当時の課長、前年

度の課長、または新年度の課長も併せて引き継いだ事項であります。契約をしておりますが、本人の退職願が出されました。

これを総合的に勘案して、受理をいたすことにいたしました。それはなぜか。このままこの先生が、退職願の受理をしないで長くコロナワクチン接種までいた場合に、村民にも大きな迷惑をかけるようなことになってしまうのではないかという判断をして、その退職願を受理いたしました。

僅か数日間、1週間満たない日数での退職であったものですから、その間の契約した内容の月々の報酬、月々決まった報酬から減額していく方式なんですね、途中で本人の辞退申出がありましたから。その分で勤務日数、その金額につきましてはお支払いをいたしております。

先生のほうからも、私、何度もお手紙書きました。奥様と奥様のお母様も、前担当課長も、本当に心からその方々に接していただきましたし、そしてメールのやり取り、もうすごいメールですよ、それを交わしながら、そして現課長、また事務長も、それに対しての先生のフォローもしていただきましたし、その先生には丁重なる礼状を書かせていただきました。時間はたちましたけれども、奥様、また先生のほうからも、次のお医者さん見つかりましたかという、そのようなご連絡、おはがきもいただいております。先生には本当に赴任して長くいていただきたかったのですが、総合的に勘案して、退職願を受理したという形になりました。

今回の今ご答弁をさせていただいた福島県内の先生につきましても、前回は議員のほうからも慎重に面接したのか、身元調査をしたのかというような質問がありました。今回も県内在住の先生につきましては、何度も副村長を筆頭に係も面接をして、相手の方は開業している方でありますので、そこの手続をきちんと済ませてから契約ということになりますので、慎重に取りかかっております。

ですから、そういった契約以前に公表して、話がどんどんと独り歩きすることも私どもも今はちょっと控えさせていただいて、契約させていただいたときには、きちんと皆様方にはご紹介をしまして、先生の経緯とまたご紹介をさせていただきながら、村民にも安心・安全な、今まで本当にご迷惑をおかけしましたけれども、その分も合わせて診療所に足を運んでいただいて健康管理をしていただくように、そのように今は考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 7番、関根君。

○7番（関根英也君） 医師の確保が見通しが立ったということは、村民も非常に安心していると思います。

そこで、今回決まる医師は、鮫川に在住して医師住宅にいていただけるのでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 今回赴任予定の先生におかれましては、通勤できる範囲だということでございますので、冬期間、雪が降るとどうかなと心配をされているようでありますが、そのときには医師住宅をお使いいただいてもというお話をさせていただいておりますが、基本的には通勤をしたいと。その通勤方法につきましては、これから今、事務方と練っております。医師住宅を使わないとなると、大雪でも降ったら、宿泊施設も村の中心にもございますから、そういったところの利用もしていただけるということも打合せの中で話をさせていただいておりますけれども、基本的には通勤という形で今、話を進めているところであります。

○議長（星 一彌君） 7番、関根君。

○7番（関根英也君） 通勤というようなお答えでしたが、契約内容は単年度契約で、毎年契約になるのか、複数年契約になるのか。契約に当たっては、常勤といいましても、週何日働くのかとか、そういうことで違うと思いますが、前の常勤医師の契約と大体似たような契約になるのでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） その件につきましては、前の田中医師は職員としてお迎えをしておりました。今回は契約という形で、1週間に何日というような契約を今、進めております。

詳細につきましては、副村長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 副村長、渡邊直樹君。

○副村長（渡邊直樹君） ただいまのご質問につきまして、改めてお答えさせていただきたいと思っております。

先ほど村長のほうから答弁ございましたとおり、現在その医師の方と今、交渉中で、交渉の中でもかなり大詰めの段階でございます。

契約の内容につきましても、先生とまだ契約の前でございますので、詳細な中身につきましてはお答えは控えさせていただきたいと思っておりますが、少なくとも勤務を要する日としては数日でございます。週5日ではないんですが、週数日間を予定してございます。

あと、田中先生は、確かに職員として週5日ではあったんですが、今回お願いしている先

生につきましては、そのような方向で先生のほうもご了解、内諾を得ているところでございます。

以上です。

○議長（星 一彌君） 7番、関根君。

○7番（関根英也君） 今の答弁で週4日ぐらいで、それで通勤ということですね。

村内でも在宅で介護している方、また、老人保養施設などもありまして、やはり一番心配されるのは、夜間の急変とか、あとは万が一のことがあった場合、村内に夜間までいただける先生がいれば、すぐに診てもらって、死亡診断書なんかも書いていただけるんでしょうけれども、もしそういう先生がいないと検視に陥るような、そういう面倒くさいことになってしまいますので、できれば村民の願いは、常勤医師として鮫川に在住していただいて、できれば夜間まで対応していただけるような先生を望んでいると思うんですが、今回、長い契約になるんだかどうか分かりませんが、村長には、村民が望んでいる、やっぱり鮫川に在住して、もう夜も診ていただけるような先生の確保に、今後頑張っていたきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ひだまり荘の裏の医師住宅は、立派な新しい医師住宅を村では用意させていただいておりますし、やはり理想は昼夜、夜もその住宅にいていただきながら、深夜の救急的な、特にみやぎ会もごございますし、そういった急変した患者さんの状況も診ていただいたりするのが一番理想だなと思っております。

あと1つは、往診ですね。在宅医療をしている村民が多いものですから、往診は可能かと思いますが、あと深夜の救急搬送につきまして、今のところ埴厚生病院と連携を取って、みやぎ会もご連絡で救急搬送をさせていただくところですが、先生のほうは通いたいということでもありますので。

ただ、その先生は、県内でも検視を行われている経過がございます。夜、そういったところまでお願いできるかどうかは、今後内容を詰めまして、先生のほうと詳しく交渉といいますか打合せをさせていただきながら、村民の命、そして健康を守っていけるような医療体制を構築したいと考えております。

○議長（星 一彌君） 7番、関根君。

○7番（関根英也君） 答弁ありがとうございました。

鮫川村も本当に高齢世帯の増加、またそういう中で在宅介護なども増えてくると思います。

そして、子育て世帯の定住・定着、そして移住者を迎えるためにも、村に居住できる常勤医師の確保は絶対必要であります。

引き続き常勤医師確保に向けた努力を心から期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 今回の9月定例議会、決算議会とも申しますけれども、2点にわたって村長に答弁を求めたいと思います。

今、申されました1点目の無医村解消でございますが、おおよその答弁を私、拝聴いたしまして、納得、理解いたしておりますが、まず最初に、無医村解消、これについて、鮫川医師不在から半年となる。村民の命、暮らし、安心・安全を守ることが、行政の使命と考える。住民が身体の不調、健康維持の頼りとなる診療所の診療医療、薬の調達も制約され、さらにコロナ感染など、住民の不安・恐怖は増すばかりであります。村当局からは6月定例議会以降、招致への努力はされているものと思います。

経過と見通しについては、先ほど関根議員への答弁で承知いたしました。であります、この無医村解消、村長の答弁から聞きますと、当村は度々そのような状態に陥っております。今後、それに備えた新たな医師の見通しがついたということで、契約段階に入るということのでございますので、あまり立ち入った質問はいたしません、聞くところによりますと、70歳以上を超えている医師さんということでございまして、村に定住はなかなか難しいのかなというふうに感じております。

そういった中で、先ほどの答弁であります、緊急医療の際にはかなりやはり不安が生じるものと存じますので、これから先の無医村になるというような、その状況に対しての備え、これは当然すべきであると思います。それに対して、村長の考えをお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 9番、前田武久議員の1つ目の質問、無医村解消のご質問に対してお答えを申し上げます。

まず、医師不足から半年となるところでありますが、重ねて申し上げますが、村民の皆様には大変ご不便をおかけしており、大変申し訳なく思っているところであります。

現在も古殿町の医師の協力の下に、週1回木曜日の午後の診療を行ってきたところでありますが、ただいま7番、関根英也議員の答弁でも説明させていただいたとおりでもあります。

現在、福島県内の医師と連絡調整を取りながら、委託契約を9月中に締結するための事務を進めているところであります。この医師との契約が締結され、常勤医師として勤務していただければ、村民への不安も一定程度解消されるものと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

以上で、9番、前田武久議員の1つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長、あまり立ち入った答弁はできないかと思うんですが、今後の医師不在、万が一医師不在というような状態になるに對しての心構え、それをお聞きしたいんですよね、村長としての。その答弁をされていないので、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 本村の長い診療所の医師の在籍を見ても、お隣町の古殿町の先生のように地元で根差して、一生そこに身を埋めるというような形の医師の在住ではなかったようでございます。

今回契約をさせていただいても、その先生がずっと更新でいけば長い時間を診療していただけるものとは思いますが、単年度の契約の更新ということになるかと思いますが、医師在住の村長の思いはどうかということ、今、再質問ありましたが、今回契約させていただく先生との契約が済んでも、先生の着任が決まれば、ホームページでの医師の公募は取下げはいたしますけれども、実はその先生がおいでになる前に、古殿のワクチン接種でご協力いただいた先生、さらにはその先生のご身内の先生もいらっしゃいました。さらには、週に3日間手伝っていただいている、今、郡山在住の先生もいらっしゃいます。

その先生たちは、フリーランスとあって、曜日によって病院を契約で移られている先生でございました。そういった先生、それから昨年度の当初に東京在住の東京でお会いした先生もいらっしゃいます。その先生は、前にうちの村に一度来村したことがある先生でありましたが、そういった先生たちのつながりを、まずはフリーランスの先生とのつながりは、今回決して切ることなく、御礼を申し上げます。契約しても、その先生が10年、20年ずっと赴任していただけるという保証はどこにもございません。

ですから、最低限度、週には2日か3日、多くて5日ですが、3日か4日診療していただけることが、村民にも安心感を与えることができる先生を確保するためには、そういった今までの関わった先生とのつながり、これは決して断ち切ることなく、今でも先生方と連絡を取り合っております。

さらには、一番大事なのは、この地域医療を一生懸命考える若手の先生、こういった先生に赴任していただくことも1つであります。村民の今、勉強している学生には、地域医療に従事したいという子供たちもいます。ですから、そういった今からキャリア教育、ふるさと教育ではありませんけれども、医療従事をして、村内のために健康づくりを、小さな村を守っていききたいというような医師の確保、また医療関係の看護師、介護関係の職員も併せて、そういった教育もしていかななくてはならないので、そういった先生着任後に子供たちの前で医療現場の大切さ、それから地域医療の大切さは、先生からご講演いただくとも、そういったことも含めて若い人たちが地域医療を一生懸命考えるような、そのような育成も、これから村として、今は特例がありますから、医療関係者、福祉関係者で奨学金を使って、村に従事した場合には、貸与型の奨学金制度もありますし、県でもそのような奨学金制度があるということも聞いておりますが、そういった医師の育成も併せて、広域的に進めていかななくてはならないなと思っております。

今回、契約寸前ではありますが、それで安堵はしておりません。やっぱり長く医師住宅にお住まいをいただくか、または村の中に家を建てていただいて、奥様と子供様とずっとこの村に住みたいというような先生も、これから長い目で公募をしなくてはならない。そういった情報は、議員の皆様方からも、あと多くの村民の皆様方からも今回かなりいただいておりますから、本当に御礼申し上げたいと思います。

そういう先生方との情報の提供に対して、今回の感謝の気持ちもいっぱいではありますが、今後またそういう情報があったら、どうか議員の皆様方も情報を提供していただいて、将来的に村の地域医療を守っていくというような、村民の命を守るという施策に切り替えていかななくてはならないと。議員ご指摘のとおりでありますので、鋭意努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） これから無医村回避に対しては、相当気を使って、村民に安心を与えていただきたいというふうに考えております。

今、医師の確保については、十分村長も念頭に置かれていると感じておりますが、村在住

というか、村出身の医師もかなりおりますので、そういう方たちにもある程度は打診も必要かなというふうに考えておりますので、その点も考慮していただきたいというふうに考えております。

次、2点目に入りたいと思います。

過年度災の進捗状況について。

これについては、各担当課長から資料を要望しておりましたが、担当課の熱意によりまして資料を届けていただきましたことを、厚く御礼を申し上げたいと思います。

令和元年（10月台風19号）災で再三延期された工事の進捗状況をお尋ねいたします。

資料提出は文面にあるとおりでございます。

これらについて、村長に状況をお聞きしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 2問目の質問、全部それでいいのか。今の質問でいいんですか。

○9番（前田武久君） じゃ、各箇所について。

①の住宅背後地、住宅再建、農地等小規模災害支援、自力施工。

工事名、発注者、施工者、工期、金額、完成年月日。

②公共補助事業（公共土木災害27件、農地等施設災害43件）。

工事名、請負業者、工期、請負金額、完成年月日。

③再三延期された工事更新資料（令和3年度へ繰り越した7件）。

工事名、請負業者、工期、請負金額、工事延長年月日、再延長年月日、再々延長年月日、請負金額について、説明を求めます。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 9番、前田武久議員の2つ目のご質問に対しましてお答えをいたします。

初めに、住宅背後地、住宅再建に関わる工事の進捗状況であります。まず被災した住宅背後地や進入路を復旧する住宅背後地等災害対策支援事業からご説明を申し上げます。

令和元年度中には12件、511万9,000円の事業が完了いたしました。元年度に事業が完了できなかった22件、1,344万6,000円を令和2年度へ繰越しをしております。2年度には11件、754万6,000円が完了し、全体補助金額1,856万5,000円に対して約68%、1,266万5,000円が2年度までに完了となりました。2年度中に2件の廃止申請による取下げがあり、令和3年度

への再度の繰越しにつきましては9件、462万4,000円でありました。今年9月現在で6件、335万4,000円が完了しており、3件、127万円は未完了となっております。

また、今年12月を事業期限としており、完了しない場合には、廃止申請により取下げをしていただく予定であります。

次に、被災した住宅や住宅の附属する設備を補修する被害者住宅再建支援事業であります。

事業全体の補助金額は6件、89万1,000円に対しまして、令和元年度中には3件、45万7,000円の事業が完了いたしました。元年度に事業が完了できなかった3件、43万4,000円を令和2年度に繰り越しております。繰り越した3件は、2年度中に完了し、被害者住宅再建支援事業の全てが終了しております。

次に、農地等小規模災害復旧支援事業についてお答えをいたします。

農地等小規模災害復旧支援事業は、令和元年10月に発生した災害の迅速な復旧をするために、村単独事業による補助事業を立ち上げ、令和元年度中には92件、1,834万7,000円の事業が完了いたしました。元年度中に完了できなかった175件、4,141万4,000円につきましては、令和2年度に繰り越ししました。2年度中に153件、3,175万6,000円が完了し、令和元年度に交付決定した補助金額5,971万6,000円に対して約84%、5,010万3,000円の完了となりました。残りにつきましては、補助事業の取りやめもあり、令和3年度にやむを得ず繰り越したのは12件、325万6,000円であります。

令和3年8月時点で2軒の農家で4件、9か所、96万6,000円が未完了となっております。1軒の農家につきましては、事業が完了しており、実績報告が未提出となっております。もう1軒の農家につきましては、工事の着手もしていない状況で、今年の12月までに完了しない場合には、事業の取下げをしてもらう予定であります。

最終の実績見込みは254件、453か所、5,255万7,000円の補助金交付となります。

最後に、公共土木災害復旧工事及び農地等施設災害復旧工事につきましてお答えをいたします。

令和元年東日本台風19号に伴う公共土木及び農地等災害復旧工事につきましては、議員ご指摘のとおり、度重なる工期延長などで村民の皆様にご迷惑と不便をおかけしておりますことに、改めておわびを申し上げたいと思います。

工事が長期化している要因につきましては、これまでの議会において説明を申し上げているとおりであります。

さて、ご質問の工事の進捗状況についてお答えをいたします。

まず、公共土木災害復旧工事につきましては、令和3年度に繰り越した7件の工事のうち、3件が竣工、2件が10月末までには竣工の見通し、残り2件は収穫後に着手予定で、土木災全体の竣工率は85.2%となっております。未着手の2件につきましては、監督員と現場担当者による工程管理を密に行いながら、工期内、11月30日が1件、12月28日が1件、完了に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農地等施設災害復旧工事につきましては、令和3年度に繰り越した11件のうち、5件が7月末までに竣工し、農地災全体の竣工率は86.0%となっております。残り6件につきましては、秋以降に工事を開始する予定で、それぞれ工期内、工期が11月25日が1件、11月30日が1件、12月24日が2件、3月31日が2件、完了を目指しております。

村としても、工事の安全管理に配慮しながら、請負業者との連絡を密にし、早期完成に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、9番、前田武久議員の2つ目の質問に対するお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 公共土木、6月の定例議会の際には、27件の工事となって、先ほど述べられましたが、その後に対して工事が完了されている部分があるということで、問題は農地災なんですよ。農地災害が74件、多分6月の段階ではあったと思うんですね。それで工期が、今、村長が言われましたように12月25日が工期ということで、まだ未着工の分があるということでございます。

現在、農地災に対しては、元年度は、当初10月の台風19号でありましたので、農地の作付は別に影響なかったんですが、その後の工期として、2年度の工事が計画されたわけでありまして。ところが、先ほど申されましたように、再三延長でもって2年度、3年度にまたがって工事がされてきたということでありまして。

その工事遅延の内容については、前々回も詳しく村長から答弁をいただいておりますので、その分は省略いたしますが、農家とそれから村当局でもって、農地災の場合には国の負担、国の補助金とそれから被災農家の負担金があるわけですね。その割合ですけれども、今回は農地災でもって、普通の災害の場合は95%が国の補助金ということでありまして、残りの5%が村、それから被災者というふうな、しかしながら今回の台風19号に対しては、激甚指定をされたというふうになっているはずですね。そうすると、負担割合が当然下がるわけですが、実際はその補助率、それらの数字はどのようになっているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 農地災の個人負担の補助率につきましては、担当課の課長からご答弁をさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長、舟木正博君。

○地域整備課長（舟木正博君） 地域整備課長です。

ただいまのご質問にお答えいたします。

令和元年災、この災害につきましては激甚の指定ということで、通常の災害よりも補助率が高くなっております。それで、通常の激甚指定されない災害ですと、設計の費用は対象とされないんですが、今回は激甚ということで、設計の費用も補助の対象となるということです。たしか補助率が98%ほどだったと記憶はしております。残りの2%を村と受益者と折半ということで受益者にはご負担いただいているところです。

以上です。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 今回の元年災の補助率は、何か高くなっているというように聞いたんですけども、高いんですか、元年災の補助率。それと、設計料は補助対象に見られると、激甚対象というようなことで補助率に、当然私もそう考えておったんですが、見られたということですね。

それで、実際、本村の74か所、これは全部は完了していないんですけども、実際完了した工事ありますね。そうすると農地災でもって、完了した地域でもって負担金というのは徴収したんでしょう、もう既に。その負担率は、今言われた98%の残りの分を負担したということですか。もう一度答弁願います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 担当課長より答弁申し上げます。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長、舟木正博君。

○地域整備課長（舟木正博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の元年災につきましては、復旧の工事費、それに設計費を合わせた金額のたしか98%と記憶しておりますが、そちらが補助金で出ていまして、残りの2%につきましては、村と受益者と折半ということになっております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 私、測量費と設計費、今回、最初は暫定測量をしたね、村で元年から2年にまたがって。それで、最終的には資材不足とか工事の遅れでもって、そして工事内容を変えたね。例えば1,000万のものが工事内容を変えて、工事内容を変えたということは、工事の施工のやり方を簡単にしたということなんですよ。もう工期も間に合わないし、資材もない。それに業者が手持ちの仕事をいっぱい持って間に合わないというようなことで、何とか再々延長しても工事を進めなくちゃならないということで、当然これは県の許可を得てその設計内容を変えたと思うんですけども、そういったことで、ある程度工期の短縮を図ったと、それから軽減を図ったということではありますが、それにしても2%負担じゃないような気がするんですよ。私の工事を完了された被災者から聞いた話では、そんな数字になっていない。11.8%くらいになっていると思うんですね、村と被災者の負担割合、違いますか。

私、資料を求めたということは、その補助率が一番知りたかったんですね。ところが、その補助率に対しては、全然資料が提出されていない。

そういうことで、私、本当はこの問題、前にもやっているから取り下げようかなというふうに感じておったんですが、その資料次第でね。ところが、今の答弁を聞くと、全く合わない、数字が。これはどういうことなんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ただいまの答弁では98%、2%の負担。しかし、議員の再質問では11.8%じゃないかというご指摘ですので、この差異等、この違いは一体何なのか、これ担当課で詳細を調べてはいただきますが、分かっている範囲で答弁は申し上げますが、どうしてこのような大きな負担率の差が出てくるのか、ちょっと原因を探りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 私は、前に聞いていた話で、測量費と設計料は自分持ちだというふうに聞いていたんですよ。それで、工事費の割合の負担額が、村と被災者が、どんなことしたって、台風19号は、これは東北、関東まで一円にかけた大きなあれで激甚災害指定になったわけですから、これは激甚指定となれば、当然もっと安くなると。幾らどんな災害でも、普通公共災害の場合は5%が負担なんですよ。村が2.5%、被災者が2.5%、それで5%ですね。そういう計算でいけば、今課長が答弁された98%というのは、これはすばらしいなというふうに感じたわけですが、実際、被災者の農家の負担金が必要な金額では利かないはず

ですよ。さっきの数字、私が言った11.8%の負担金を出している者がいるということの計算でいけば、全然数字が合わない。

こういう事業を、もし私のほうが誤っているとすれば申し訳ないんですが、こんな答弁では、私、納得いきませんので、これは早急にその資料を、ここで本当はこの資料を提示してもらうのが当然だったんですが、それを出してこないということで、私、今回あまりにも、当局にすれば突如な質問であるかなと考えますけれども、納得できないので。

これは、もう大変な被害を被った農家、それとこの2年間、被災者によっては作付2年間できた被災者もおります。ところが、2年間作付できない農家があるんですよ。それに対して、村当局ではどんな、被災者に対して補償問題とか、それから説明をされてきたのか。業者が請け負ったけれども、業者ができないから、業者にもらいなさいというような、そんな指導をされはしないとは思うんですけれどもしたのか。当然、2年間作付しなければ、農家では大変な、もう当初で契約しているんですからね、公共災害農地災として。その分を、村との契約ですから、村が当然責任を負わなくちゃならない。

そういうことですので、それに対してどのように考えておるのか、どのような説明をされてきたのか。もう実際、被災農家から、2年間作付できない、農作物全然収穫、収量も上がらない、収入もない、そういった中で負担金は徴収されたというような苦情が来ているんですよ。

そして、さらにその負担率が、差額がまるっきり今、答弁されたものと違うということになれば、これは村民から不信感をあおるようなことになりますので、その辺に対して村長の答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ただいまの受益者の負担率、これにつきましては答弁と、あとは議員調査の内容に異なりが生じておりますから、これは会期中に資料を提出させていただいて、こちらの誤りだったのか、そこを明確にして資料を提出させるように指導いたしたいと思えます。

また、耕作が2年間、作付が工事の遅れでできなかったということに関しましては、村とすれば業者さんと、または地権者との話を密にしながらも、担当課で受益者のほうと丁寧な説明をさせていただいておると報告は受けておりますが、その間の補償はどうかのだということに関しては、今のところ補償ということには至っていないようでありますから、今後また2年間の遅れで、事故繰越は2年で、まだ繰越しもしている案件で、事故繰越も2件ほど

農地災害、公共土木災害にもありますから、そちらのほうの工事、工期限内に完了できますよう、また受益者の中からそのようなご要望、あとご不満があったときには村にご要望をお寄せいただけるように、村としても調べて、折衝というか丁寧なご説明をしていきたいなと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） これ以上一般質問、ちょっとできないので、これで過年度災の進捗状況について、質問を終わりたいと思います。

今、村長が申された件については、必ず資料提示、それから回答をお願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（星 一彌君） これで一般質問を終わります。

15時まで休憩いたします。

（午後 2時43分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時00分）

◎答弁の訂正

○議長（星 一彌君） 先ほど一般質問の中で、前田武久議員の質問の村の当局の答弁で誤りがありました。

改めて村長が答弁を申し上げます。

村長。

○9番（前田武久君） 終わったんだべ、もう。

○議長（星 一彌君） いや、今、答弁終わって、新たな段階で、誤りがあるために認めました。

村長。

○村長（関根政雄君） 先ほどの前田武久議員の一般質問の中で、農地災害の受益者負担率、これにつきまして誤った答弁をいたしました。地域整備課長のほうから正しい負担率、それにつきまして修正をお願いしながら発表していただきます。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長、舟木正博君。

○地域整備課長（舟木正博君） 先ほどの答弁につきまして、誤りがございました。大変申し訳ございませんでした。

先ほど申し上げました国の補助98%というのは、農道や水路などの施設の災害の国の補助金でして、こちらは受益者負担はございません。

それで、農地に関する負担なんですけど、今回激甚災害に指定されたということで、工事費に対する補助が95.6%という予算がつかしました。設計についても、約半分が国の補助で頂いております。その残りの経費に対して、村と受益者と2分の1ずつ負担ということで、訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（星 一彌君） これで当局の答弁は終わります。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（星 一彌君） 日程第5、報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）を議題といたします。

本件について、報告内容の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、報告第6号 専決処分の報告につきましてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

本件は、令和3年3月20日、大字西山字沼ノ後地内の村道におきまして発生した自動車の物損事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和3年4月7日に損害賠償金を13万7,496円と決定し、相手方と和解が成立したことから、議会において規定されている事項につきまして専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の概要につきましては、令和3年3月20日午前9時頃、大字西山字沼ノ後地内において、相手方の車両が村道沼野沢山白石線から村道墓地石山線に進入する際、横断側溝に敷設するグレーチングが跳ね上がり、車両の燃料タンク部分を破損させる損害を与えたものであります。

以上で報告第6号の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、前田君。

○9番（前田武久君） 多分、墓地石山のほうへ行く村道になっているんですか、あれ、村道ですね。その付設というか、工事はいつやった工事なんですか。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） この村道の付設工事はいつだったか、担当課で把握していますか。分からない。

それで、今ちょっと調査をしないと分かりませんので、道路路面も結構傷んでいる路線だと思いますので、もう20年以上、30年近くたっているかなと思いますけれども、後で調べて、古い路線には間違いないと思いますが、お答えをしたいと思います。

○議長（星 一彌君） じゃ、暫時休議します。

（午後 3時05分）

○議長（星 一彌君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時10分）

○議長（星 一彌君） 先ほど9番、前田武久君の質問に対し、村長より答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） ただいま質疑がありましたこの路線の新設した年数なんですが、沼野沢から上がっていく路線が村道沼野沢山白石線、要するに山白石のほうに向かう路線が平成2年だそうです。そこから今度丁字路に、墓地石山に上がるところが平成6年の建設だそうです。この丁字路、ちょうど坂を上る手前、丁字路付近のグレーチングというところで、そこでの事故の発生ということであります。

以上です。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村では、これは巡回やっているんでしょう、任用職員もいることだし。当然、こういうふう一般の通行人が通過して跳ね上がる状態というのは、これはやっぱり管理不行き届きですね。これは当然損害賠償取られるのは当たり前なんですね。

それで、これは裁判でこうなったのか。裁判でなって、そしてそれと巡回、職員が見回り

をしていなかったのか、全然気がつかなかったんですか、これ。そういう状況というのは。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） ただいまご指摘のとおり、我々も車で通行すると、グレーチングがどんとなくなるところがございますし、U字溝とグレーチングの間に何かの差が生じて跳ね上がったものだと思いますが、これはまさしく村側の巡回といいますか、管理の不行き届きでありますので、これにつきましては村に損害賠償の支払い義務があるということであります。

この損害賠償を払うに至るまでは、担当課長の総務課長のほうから説明を申し上げたいと思います。

○議長（星 一彌君） 総務課長。

○総務課長（齋藤利己君） 損害賠償、これは全国町村会総合賠償補償保険という保険に入っております、こちらにつきましては、請負業者が民間の業者が請けておりまして、こちらのほうで今回の状況について、事前に地域整備課とか、今回事故に遭ってしまった方から私どものほうの担当者が話を聞いて、それをアドバイザーの方に話を伝えて、そしてその方の判断をいただいて、それが賠償割合というものを決定して決めております。裁判等は行っておりません。その賠償割合は10対零であります。村のほうが10です。

理由といたしましては、2つあります、理由は、グレーチングが外れていたり、斜めでもなかったため、運転手の前方確認不足には当たらないというのが1つですね。もう一つは、相手方の奥様の実家の墓参りに行く途中の事故であって、常に通っている道路ではないので不慣れな道であることから、その予見は難しいということからの10対零ということになったわけであります。

状況として、1番目で申し上げたとおり、グレーチングが外れていたり、斜めになったりはしてなかったんですね。何か奥のほうでそのグレーチングが跳ね上がってしまったということでの事故でありまして、この方も最初から村のほうに言ってきたのではなくて、修理工のほうに持ち込んだ際に、そういった事故であれば村のほうに話をすれば、村のほうで負担していただけるんじゃないですかという話を得て、その方が村のほうに連絡して、それからいろいろ聞いて、アドバイザーにも聞いて、そしてこういう結果になったというところがございます。

巡回に関しましては、地域整備課内の巡回、施設の巡視・巡回については、担当のほうからお答えするようになります。

以上です。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

地域整備課長、舟木正博君。

○地域整備課長（舟木正博君） ただいまのご質問に対しましてですが、村の会計年度任用職員2名により、最低月1回のパトロールをして、村内を全域くまなく巡回しまして、補修が必要な箇所等をチェックしております。

あと、通常の業務の範囲内でもそういう補修箇所が必要であると認めるときには随時補修しておるようにするんですが、パトロールの回数について見直しをして、もうちょっと増やすとか、そういった対応を今後検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（星 一彌君） 前田議員、質問は2回ですから。

○9番（前田武久君） ちょっと大事なことから。

前にもこのような件で事故が起きたことがあるんですよね。それで、点検記録簿とか日報というのはつけているというような答弁を得たんですよね。そのようなものに対して、やっぱり課長とか担当課では目を通すべきなんですよね。そういうのをやっているんですか。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長、舟木正博君。

○地域整備課長（舟木正博君） 作業日誌というのを毎日記入していただいています、私と課長補佐、担当係長のほうで毎日目を通すようにはしております。

以上です。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

3番、遠藤貴人君。

○3番（遠藤貴人君） 確認なんですけれども、この質疑のやり取りは2回ですか、それとも3回ですか。

○議長（星 一彌君） 2回で、3回目で終わり。最終的には3回質問できるということです。

○3番（遠藤貴人君） ということは、今のは……。

○議長（星 一彌君） 3回目です。

○3番（遠藤貴人君） だから認められるということですね。承知しました。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

以上で報告第6号の報告は終わります。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（星 一彌君） 日程第6、報告第7号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

本件について報告内容の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、報告第7号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましてご説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも各健全化基準を下回り良好な状態であることから、健全に財政運営をしているものであります。

以上で報告第7号の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） ここで、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査意見書が監査委員から提出されておりますので、審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員、森洋君。

〔代表監査委員 森 洋君 登壇〕

○代表監査委員（森 洋君） それでは、私のほうから令和2年度健全化判断比率審査意見書と、令和2年度資金不足比率審査意見書について、監査委員を代表いたしましてご説明申し上げます。

議案書の4ページでございます。

令和2年度健全化判断比率審査意見書であります。

1の審査の概要につきましては、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

2の審査の結果であります。

(1)は総合意見であります。この内容は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事

項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

表の①実質赤字比率欄と②の連結実質赤字比率欄は、いずれも黒字決算のため算出されませんので、ハイフンで表しております。

③の実質公債費比率は6.6%と算出されております。令和元年度との比較では0.1ポイントほど上回りましたが、早期健全化基準の25%を大きく下回り、健全財政であることを示しております。

④の将来負担比率につきましては、比率が算定されないため、ハイフンで表しております。

(2)の個別意見は、表の説明であります。

(3)の是正改善を要する事項では、特に指摘すべき事項はありませんでした。

次に、5ページの令和2年度資金不足比率審査意見書であります。

1の審査の概要につきましては、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

対象となる特別会計は、簡易水道事業特別会計と集落排水事業特別会計であります。

2の審査の結果であります。 (1)の総合意見では、審査に付された公営企業における実質収支の状況で、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

(2)の個別意見であります。簡易水道事業特別会計と集落排水事業特別会計のいずれの会計も資金不足が生じておらず、経営健全化基準の20%を下回り、良好な状態を示しておりますので、表ではハイフンで表しております。

(3)の是正改善を要する事項では、特に指摘すべき事項はありませんでした。

以上、報告をいたします。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第7号の報告を終わります。

◎議案第47号～議案第53号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第7、議案第47号 鮫川村特定事業活動振興計画に基づく固定資

産税の特例に関する条例から日程第13、議案第53号 鮫川村山村開発センター設置に関する条例を廃止する条例までの7議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第47号から議案第53号までの7議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

なお、議案の詳細につきましては、渡邊副村長よりご説明を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 副村長、渡邊直樹君。

〔副村長 渡邊直樹君 登壇〕

○副村長（渡邊直樹君） ご説明申し上げます。

議案書の6ページをお開き願います。

初めに、議案第47号 鮫川村特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の特例に関する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、新たに設けられました復興支援のための税制上の措置、いわゆる風評税制につきまして、農林水産業や観光関連産業において村内で特定風評被害に対処するための事業活動の用に供する施設等を新設した事業者に対して、課税する固定資産税を課税免除するため、新たに条例を制定するものであります。

議案書の8ページをお開き願います。

次に、議案第48号 鮫川村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、令和3年5月19日のデジタル庁設置法をはじめとしたデジタル改革関連法の公布に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案書の9ページをお開き願います。

次に、議案第49号 鮫川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案につきましても、令和3年5月19日のデジタル改革関連法の公布に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案書の10ページをご覧ください。

次に、議案第50号 鮫川村手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行する主体として明確に位置づけられるとともに、個人番号カードの再交付に係る手数料の徴収の事務については同機構が市区町村長に委託して行う形に位置づけが改められることに伴い、条例中の関連する項目を削除するため、条例の一部を改正するものであります。

議案書の11ページをお開き願います。

次に、議案第51号 鮫川村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、平成30年度の税制改正大綱における令和3年度からの個人所得課税の見直しへの対応として、障害基礎年金の令和3年度における所得制限限度額を10万円引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

議案書の12ページをご覧ください。

次に、議案第52号 鮫川村農業技術指導センター設置条例を廃止する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、農林水産省の補助金を受けて建設しました農業技術指導センターについて、農林水産省に対して所定の報告及びその承認を受けることにより、補助金を返還せずに役場庁舎として継続して使用できることから、当施設に係る設置条例の廃止を行うものであります。

議案書の13ページをお開き願います。

次に、議案第53号 鮫川村山村開発センター設置に関する条例を廃止する条例につきましてご説明申し上げます。

本案につきましても、農林水産省の補助金を受けて建設しました山村開発センターについて、農林水産省に対して所定の報告及びその承認を受けることにより、補助金を返還せずに公民館として継続して使用できることから、当該施設に係る設置条例の廃止を行うものであります。

以上で、議案第47号から議案第53号までの説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

○議長（星 一彌君） 日程第14、議案第54号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）から日程第22、議案第62号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの9議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第54号から議案第62号までの9議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

令和3年度一般会計補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した産業活性化対策などに要する経費を計上いたしました。

特別会計等補正予算につきましては、国民健康保険特別会計など8会計につきまして、それぞれ所要の経費を計上いたしました。

補正予算の事業内容、事業費、内訳等につきましては、議案書及び歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧くださいと思います。

これらを用いた議案の詳細につきましては、渡邊副村長よりご説明を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 副村長、渡邊直樹君。

〔副村長 渡邊直樹君 登壇〕

○副村長（渡邊直樹君） それでは、ご説明申し上げます。

初めに、議案第54号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の14ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額27億5,159万4,000円に対し、今回4億5,273万6,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を32億433万円とするものであります。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

以下、事項別明細書でご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをお開き願います。

10款1項1目1節地方交付税1億2,524万8,000円増額は、令和3年度普通交付税の交付額の決定によるものであります。

4ページをお開き願います。

次に、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金4,164万8,000円増額は、

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受け入れるものであります。

次に、15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金218万4,000円の増額は、主にさめがわファンクラブ会員への会報発信などに要する事業費の財源として、福島再生加速化交付金を受け入れるものであります。

同じく8目農林水産業施設災害復旧費県補助金3,733万円の増額は、農地等災害復旧事業費を受け入れるものであります。

5ページをご覧ください。

次に、19款1項1目繰越金2億5,356万4,000円の増額は、令和2年度の決算剰余金によるものであります。

6ページをお開き願います。

次に、21款1項村債、2目過疎対策事業債310万円の増額は、村債を充てている各事業費の変更などに伴うものであります。また、3目臨時財政対策債1,100万円の減額は、今年度の発行可能額の決定によるものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、24節積立金3億6,525万円の増額は、主に地方財政法の規定に基づき、決算剰余金の2分の1の額などを財政調整基金に積み立てるものであります。

同じく6目企画費、8ページをお開き願ひまして、12節委託料435万9,000円の増額は、福島再生加速化交付金を活用し、さめがわファンクラブ会員への会報作成、発信するものであります。

9ページをご覧ください。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、18節負担金、補助及交付金280万円の増額は、本村の介護予防事業を支援するため、国の地域おこし企業人交流プログラムを活用して、地域活性化企業人を設置するための経費であります。

10ページをお開き願います。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費766万4,000円の減額は、新型コロナワクチンの接種、管理業務に係る経費につきまして、精査により減額するものであります。

同じく4目環境衛生費104万7,000円の増額は、主に自家用水道施設の整備費用を一部補助する事業費の補助金につきまして、補助対象件数の増加に伴い増額するものであります。

11ページをご覧ください。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、12節委託料100万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、帰省できない村出身者等の支援をするため、村の農産物や牛肉などを宅配する費用の一部につきまして、村が負担するものであります。

12ページをお開き願います。

次に、7款1項商工費、1目商工業振興費3,277万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、3回目となります地域げんき商品券の発行業務に要する経費であります。

また、3目観光費、12節委託料185万2,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、ソーシャルネットワークサービスを活用した村の食材のPRや生産者支援のオンラインイベント業務などに要する経費であります。

次に、8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費1,100万円の増額は、村内5路線の道路維持補修のほか、宿ノ入及び道少田地内の真坂川の河川堆積土砂撤去などに要する工事費であります。

13ページをご覧ください。

次に、9款1項消防費、3目水防費380万6,000円の増額は、岩野草地内の防災行政無線屋外拡声子局の修繕のほか、県防災ヘリの離着陸場として西野グラウンドにアスファルト敷を整備するものであります。

14ページをお開き願います。

次に、10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費193万1,000円の増額は、中学校校舎3階の天井の一部で落下のおそれがあるため、天井を更新するための経費でございます。

15ページをご覧ください。

12款1項公債費、2目利子111万3,000円の減額は、10年ごとの利率見直しに伴い、当初借入れしたときの利率よりも低下したことによるものでございます。

続きまして、各特別会計の補正予算の説明をさせていただきます。

議案書の19ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の21ページをお開き願います。

議案第55号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

補正前の歳入歳出予算総額4億2,479万2,000円に対し、今回578万円を増額し、補正後の

歳入歳出予算総額を4億3,057万2,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものにつきましてご説明いたします。

事項別明細書の22ページをお開き願います。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税151万5,000円の増額は、平成30年度から令和2年度に係る未納分であります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

23ページをご覧ください。

6款1項基金積立金、1目国保基金積立金426万5,000円の増額は、前年度繰越金を国民健康保険事業費支払準備基金に積み立てるものであります。

次に、議案第56号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の21ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の24ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額6,632万2,000円に対し、今回128万7,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を6,760万9,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものにつきましてご説明いたします。

事項別明細書の25ページをお開き願います。

1款診療収入、1項外来収入702万9,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により来院患者数の減少によるものであります。

次に、6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国補助金467万9,000円の増額は、発熱外来診療体制確保支援補助金の交付額の決定に伴うものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

26ページをご覧ください。

2款1項医業費、1目医療用機械器具費143万円の増額は、県内の開業医医師が本村診療所の医師として勤務するに当たり、最低限必要となる医療用機械を整備するものであります。

次に、議案第57号 令和3年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の23ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の30ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額1億5,723万1,000円に対し、今回482万7,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を1億6,205万8,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の31ページをお開き願います。

5款1項1目繰越金472万2,000円の増額は、令和2年度の決算剰余金を受け入れるものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

2款施設費、1項1目施設管理費65万5,000円の増額は、漏水箇所の復旧に要する経費であります。

次に、議案第58号 令和3年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の25ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の32ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額1,110万円に対し、今回44万8,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を1,154万8,000円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の33ページをお開き願います。

4款1項1目繰越金44万8,000円の増額は、前年度からの繰越金であります。

次に、議案第59号 令和3年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の27ページ、事項別明細書の34ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額3,709万6,000円に対し、今回136万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を3,845万6,000円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の35ページをお開き願います。

4款1項1目繰越金124万3,000円の増額は、前年度からの繰越金であります。

次に、議案第60号 令和3年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の29ページ、事項別明細書の36ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額5億392万6,000円に対し、今回1,049万9,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を5億1,442万5,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の37ページをお開き願います。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料324万6,000円の減額は、主に特

別徴収分の保険料が軽減されることなどによるものであります。

38ページをご覧ください。

次に、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、5節低所得者保険料軽減繰入金335万5,000円の増額は、低所得者の保険料を前年に引き続き軽減するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

39ページをお開き願います。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金383万円の増額は、令和2年度の介護給付費負担金等について還付するものであります。

次に、議案第61号 令和3年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の31ページ、事項別明細書の42ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額9,739万1,000円に対し、今回94万1,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額9,833万2,000円とするものであります。

歳出の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の43ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費61万8,000円の増額は、給食センターのコンテナ洗浄用高圧洗浄機の更新に要する経費であります。

次に、議案第62号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の33ページ、事項別明細書の44ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額3,943万9,000円に対し、今回3万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を3,947万2,000円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の45ページをお開き願います。

3款1項1目繰越金3万3,000円は、前年度からの繰越金でございます。

以上、議案第54号から第62号までの9議案の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、各議案の説明とさせていただきます。

◎議案第63号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第23、議案第63号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の策定について

てを議題といたします。

本案について、提案理由のご説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第63号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の策定についてご説明を申し上げます。

過疎地域につきましては、これまで第4次にわたり、いわゆる過疎法が制定され各種の対策が講じられてきましたが、本年4月1日に第5次となる過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されました。過疎地域は、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生防止、生物の多様性の確保、その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等に多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることによって、国民の生活に豊かさと潤いを与えております。また、首都圏への人口の過度の集中により、大規模な災害、感染症による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るために、過疎地域の担う役割は一層重要なものとなっております。

さらに、過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等、他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の確保、集落の維持及び活性化、農地・森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっております。

このような状況を踏まえ、新たな過疎法では、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を図り、もって人材の確保及び育成、雇用機会の充実、住民福祉の向上、地域格差の是正及び美しく風格のある国土の形成に寄与することを目的としております。

本計画の認定手続であります。議員の皆様には6月定例議会常任委員会にご説明をさせていただきました。さらに、6月に開催しました鮫川村過疎地域持続的発展計画検討委員会及びパブリックコメントによる村民の意見の拝聴を経て、県との事前協議を終えた計画を市町村議会に提案し、議決をいただいてから総務大臣に提出することで認可されるものであります。

本計画の策定に当たりましては、各課等での現状と課題を洗い出し、過疎債を借り入れて、令和3年度から令和7年度までの5年間に持続的発展を図るための事業計画をいたしました。

事業の実施に当たりましては、財政状況を勘案しながら、その都度事業を選択してまいりたいと考えております。

お手元に配付いたしました計画書の内容であります。基本的な事項としましては、村の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況、地域の持続的発展の基本方針と基本目標、計画の達成状況の計画期間等を記述しております。

方針は、第4次鮫川村振興計画の基本構想に沿って作成したところでもあります。

基本目標ですが、1つ目に、にぎわいのある村づくりと人づくりとしておりまして、村のにぎわいの基本的となる人口において、その減少のスピードをできるだけ緩和するために、子育て支援の充実にて年少人口の減少抑制を図ります。また、移住・定住をさらに促進するほかに、村の情報を積極的に発信することで、関係人口の増加を図り、人口の社会減少を一定以下にとどめてまいります。

2つ目に、稼ぐ力と雇用創出としまして、本村の地域経済を支えている農業、製造業、卸売・小売業、サービス業などの産業分野に適切な支援を実施し、企業の存続と雇用の維持、増加を企図するものであります。また、環境分野などの新たなニーズに積極的に関わることで、新たな雇用を生み出すとともに、本村で起業する人材を支援いたしますとする2つの目標を掲げ、村の経済基盤を強化して生活環境を整備してまいります。

令和3年度から令和7年度の事業計画は、計画書の2の移住・定住、地域間の交流の促進、人材育成から、13のその他の地域の持続的発展に関し必要な事項に記載されている各事業計画のとおりであります。

主なハード事業であります。移住体験施設の整備、地場産業6次化農産物加工機械整備、鹿角平観光牧場施設整備、移動通信用鉄塔施設、新たな情報伝達手段の検討、村道富田・山田線の舗装、村道ひだまり荘線の舗装、防災ヘリポート整備事業、認定こども園体育館改修工事及び給水施設改修工事、高齢者支援及び介護予防事業、スクールバスの更新、公民館を含めた文化施設の複合化、公共施設へのまきボイラーの導入等であります。

ソフト事業の主なものであります。移住・定住住宅取得支援事業、地域の人材の創出事業と人材育成事業の展開、若者会議、中高生未来ジュクの実施、鮫川村振興公社の設立・運営費助成、買い物弱者支援、施設支援事業、行政アプリ事業の検討、デマンド交通網の整備、防犯灯整備事業、商工会街路灯維持支援事業、防災ハザードマップ更新事業、社会福祉法人鮫川福祉会たんぼぼの家の運営費の補助事業、歯科診療所運営支援事業、予防医学体制の整備の充実、基礎学習向上推進事業、能力検定促進事業、鮫川村高校生通学支援金事業、空き

家改修等助成事業、芸術文化鑑賞事業、一般住宅まきストーブ導入助成事業、不法投棄回収作業業務委託事業、加工品開発等アドバイザー委託事業であります。

以上で、議案第63号の鮫川村過疎地域持続的発展計画の策定につきましての提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

◎認定第1号～認定第10号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第24、認定第1号 令和2年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第33、認定第10号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、認定第1号から認定第10号までの10件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和2年度における一般会計のほか、各特別会計の歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

決算の事業費の内容等につきまして、別冊の令和2年度一般会計特別会計歳入歳出決算書及び令和2年度主要施策の成果及び予算執行の実績をご覧いただきたいと思います。

これらを用いた各会計の決算内容につきましては、渡邊副村長よりご説明を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 副村長、渡邊直樹君。

〔副村長 渡邊直樹君 登壇〕

○副村長（渡邊直樹君） それでは、ご説明申し上げます。

初めに、認定第1号 令和2年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

以下、令和2年度一般会計歳入歳出決算書でご説明いたします。

6ページをお開き願います。

令和2年度の歳入歳出決算額ですが、歳入総額は収入済額に記載のとおり48億1,977万1,030円、歳出総額は支出済額に記載のとおり44億6,058万7,661円、差引残額は3億5,918万3,369円となっております。ここから令和3年度へ繰り越すべき財源8,669万2,000円を差し

引き、実質収支額は令和3年度一般会計へ繰越しする額に記載のとおり2億7,249万1,369円となります。

歳入決算の主なものについてご説明いたします。

決算書の7ページをご覧ください。

以下、表頭の収入済額の欄をご覧ください。

1款村税2億7,437万6,781円は、前年度比303万1,022円、1.1%の減となっており、個人村民税、法人村民税の減収によるものであります。

8ページをお開き願います。

2款地方譲与税5,691万7,000円は、前年度比756万8,996円、15.3%の増となっており、森林環境譲与税が前年度比814万7,000円増加したことによるものであります。

9ページをご覧ください。

6款地方消費税交付金7,305万3,000円は、前年度比1,451万5,000円、24.8%の増となっており、令和元年10月の消費税の増税の効果が年間を通して出たことによるものであります。

次に、9款地方交付税18億1,406万円は、前年度比2,586万4,000円、1.4%の増となっており、備考欄に記載のあります特別交付税及び震災復興特別交付税は、いずれも前年度から減額となっておりますが、普通交付税が前年度比1億619万7,000円増額となったことに伴い、1.4%の増となったものであります。

10ページをお開き願います。

12款使用料及び手数料2,808万1,412円は、前年度比482万7,678円、14.7%の減となっており、村営住宅使用料や村営バスの運行収入が減少したことによるものであります。

12ページをお開き願います。

13款国庫支出金9億7,244万1,001円は、前年度比7億3,797万2,959円、314.7%の増となっており、主に過年度災害復旧事業費支出金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などが増額したことによるものであります。

14ページをお開き願います。

14款県支出金4億5,595万911円は、前年度比1億4,550万991円、46.9%の増となっており、農地等過年度災害復旧事業費やふくしま森林再生事業に係る県補助金が増額したことによるものであります。

18ページをお開き願います。

17款繰入金4億3,275万7,656円は、前年度比4,662万8,150円、9.7%の減となっており、

令和元年度におきましては、災害復旧事業や宿泊施設取得整備事業など単年度限りの事業への繰入金が多かったため、令和2年度においては、その反動により減額となったものであります。

20ページをお開き願います。

18款繰越金3億8,074万5,559円は、前年度比1億8,816万6,297円、97.7%の増であり、令和元年度の災害復旧に関連する事業が年度内に完了しなかったことにより増額となったものであります。

22ページをお開き願います。

20款村債1億3,527万9,000円は、前年度比4,122万1,000円、23.4%の減であり、令和元年度においては前年度から繰越した事業費が大きかったため、令和2年度においてはその反動により減額となったものであります。

続きまして、歳出決算の主なものについてご説明いたします。

24ページをお開き願います。

以下、表頭の支出済額の欄をご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、26ページをお開きいただきまして、5目財産管理費、さらに27ページをご覧くださいまして、24節積立金4億4,465万6,486円は、財政調整基金、公有施設整備基金などに積立てしたものであります。

29ページをお開き願います。

同じく7目地方振興費、18節負担金、補助及び交付金293万5,900円は、地方振興費として各行政区に対する補助金であります。

同じく9目特別定額給付金給付、30ページをお開き願いまして、18節負担金、補助及び交付金3億2,650万円は、令和2年4月の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、1人につき10万円を支給する全国民を対象とした家計支援を行ったものであります。

35ページをご覧ください。

同じく3目後期高齢者医療事務費、18節負担金、補助及び交付金4,494万4,046円は、福島県後期高齢者医療広域連合への負担金などとなっております。また、27節繰出金1,119万161円は、後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。

同じく4目介護保険事務費、27節繰出金9,159万6,263円は、介護保険特別会計への繰出金であります。

同じく5目障害者福祉費、36ページをお開き願いまして、19節扶助費1億1,585万5,701円

は、障害者自立支援給付費などであります。

次に、2項児童福祉費、2目児童措置費、19節扶助費3,906万円は、支給対象世帯に対して児童手当を支出したものであります。

次に、39ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、40ページをお開き願いまして、19節扶助費660万7,462円は、乳幼児をはじめとした子供や妊産婦などへの医療費であります。

同じく2目予防費、12節委託料1,179万7,799円は、小児肺炎球菌ワクチンや高齢者へのインフルエンザなどの定期予防接種のほか、マスクが品薄で購入できなかった新型コロナウイルス感染症の感染初期において、村内縫製会社に布マスクを発注し村民に配布するなど、各種の新型コロナウイルス感染予防対策に要した経費であります。

41ページをご覧ください。

同じく4目環境衛生費、42ページをお開き願いまして、18節負担金、補助及び交付金1億4,445万円は、東白衛生組合の基幹的設備改良の一部負担金のほか、合併処理浄化槽の設置者に対する補助金などあります。また、27節繰出金9,176万9,000円は、簡易水道事業特別会計、集落排水事業特別会計への繰出金であります。

同じく6目保健センター費、43ページをご覧くださいまして、12節委託料1,387万1,215円は、後期高齢者健康健診やがん検診など、例年7月に実施している住民健康診査費などに要する経費であります。

44ページをお開き願います。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、45ページをご覧くださいまして、12節委託料2,897万8,900円は、農産物加工直売所の施設に対する指定管理業務などに要する経費であります。

同じく3目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金8,779万9,352円は、農地等小規模災害復旧支援事業費として、令和元年東日本台風及びその後の豪雨災害により被災した箇所のうち、補助災害復旧事業に該当しない小規模な農地、農道等の復旧工事補助金などあります。また、46ページをお開き願いまして、青年就農給付金として、平成28年度新規就農者1名に対して150万円を、農業次世代人材投資資金として、平成29年度新規就農者の夫婦に対して225万円を交付したものであります。

47ページをご覧ください。

同じく7目農村振興費、12節委託料349万1,230円は、「手・まめ・館」や「手・まめ・館」

生産者を対象に6次化商品のパッケージデザインをリニューアルするためのセミナーやワークショップデザインの検討会の開催などの業務をデザイン事務所に委託したものであります。

48ページをお開き願います。

同じく8目多面的機能維持支援費、18節負担金、補助及び交付金1億292万8,617円は、農用地保全活動や多面的機能を維持するための活動を実施した集落に対して、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金などを交付したものであります。

次に、2項林業費、1目林業総務費、12節委託料1億7,986万4,474円は、ふくしま森林再生事業における水口地区や酒垂地区の年度別計画作成、水口地区の森林整備などに要した経費であります。また、49ページをご覧願いまして、24節積立金1,539万1,547円は、主に間伐や人材育成、木材利用の促進などのための活動費として交付されました森林環境譲与税を森林環境譲与税基金に積み立てたものであります。

次に、7款1項商工費、50ページをお開きいただきまして、1目商工業振興費、12節委託料7,286万9,891円は、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、村民1人当たり1万円の商品券を交付する地域げんき商品券を発行する業務を商工会に委託したものであります。また、18節負担金、補助及び交付金1,175万8,640円は、商工会指導職員設置事業費など商工会などに対して補助したものであります。

同じく3目観光費、12節委託料2,251万300円は、村を知ってもらう、来村してもらうきっかけをつくり、関係人口の増加と地域経済の活性化につなげるためのファンクラブの開設や、里山景観の維持や地域資源を生かした観光振興、復興のための里山景観形成実践事業、観光PR映像作成業務などに要した経費であります。

51ページをご覧願います。

また、14節工事請負費7,130万7,379円は、観光やビジネス利用の宿泊の場を確保し地域活性化を図るため、村が取得した旧つるや旅館の建物を再整備するために要した経費であります。

次に、8款土木費、52ページをお開きいただきまして、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、12節委託料2,152万2,600円は、国有林野の一部を道路敷地として借り受けるため、村道大根屋敷線や江堀・那倉線などの国有地貸付測量業務などに要した経費であります。また、14節工事請負費489万3,900円は、村道富田・山田線舗装補修工事に要した経費であります。

53ページをご覧願います。

同じく2目道路新設改良費、14節工事請負費4,440万8,100円は、村道戸草・関口線ほか2

路線の舗装補修工事などに要した経費であります。

次に、3項住宅費、1目住宅管理費、54ページをお開きいただきまして、14節工事請負費613万6,900円は、中山住宅の解体、撤去などに要した経費であります。

同じく2目定住対策費、24節積立金484万4,358円は、西野団地宅地分譲地の売払費を定住促進奨励基金に積み立てたものであります。

次に、9款消防費、1項消防費、2目消防施設費、55ページをご覧願いまして、14節工事請負費2,300万8,700円は、西野団地内に耐震性貯水槽を設置するために要した経費であります。

同じく4目災害対策費、56ページをお開き願いまして、18節負担金、補助及び交付金2,123万8,752円は、新型コロナウイルス感染症対策として、各行政区の避難所となる集会施設の設定改修に要する費用などに対して補助金を交付したものであります。

次に、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、57ページをご覧いただきまして、12節委託料1,684万879円は、スクールバス運転業務のほか、建築後40年以上経過している中学校の施設について、予算の平準化を図りながら、状態に応じた改修や計画的な維持管理を行うための個別施設計画作成業務などに要した経費であります。また、18節負担金、補助及び交付金2,720万9,169円は、主に高校生通学支援金、修明高校鮫川校に通う村外生徒の通学支援金などの補助金であります。

次に、2項小学校費、58ページをお開き願いまして、2目教育振興費、さらに59ページをご覧願いまして、17節備品購入費1,706万3,210円のうち、G I G Aスクール用タブレット端末などにつきましては、児童・生徒に1人1台の学習用タブレットと校内での高速ネットワーク環境などについて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して整備したものであります。

60ページをお開き願います。

次に、3項中学校費、1目学校管理費、14節工事請負費1,837万8,646円のうち、特別教室エアコン設置工事につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、技術室などへのエアコン設置に要した経費であります。

同じく2目教育振興費、61ページをご覧願いまして、17節備品購入費1,006万2,391円のうち、G I G Aスクール用タブレット端末などにつきましては、小学校と同様に中学校においてもG I G Aスクール構想を推進するため、タブレット端末などの機器類などを新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して整備したものであります。

66ページをお開き願います。

次に、6項保健体育費、2目体育施設費、14節工事請負費1億6,536万9,952円のうち、青少年広場大規模改修工事につきましては、財源の一部にスポーツ振興くじ助成金を活用して、クレイ舗装化や防球ネット、LED照明など、各種施設設備を更新するために要した経費であります。

67ページをご覧願います。

同じく3目学校給食費、27節繰出金3,101万7,562円は、学校給食センター特別会計への繰出金であります。

次に、11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年度土木災害復旧費、14節工事請負費1億9,860万2,300円及び2目過年度土木施設災害復旧費、68ページをお開き願ひまして、14節工事請負費6,483万5,200円は、いずれも令和元年東日本台風及びその後の豪雨災害による公共土木施設災害復旧工事などに要した経費であります。

次に、2項農林水産業施設災害復旧費、1目現年度農業施設災害復旧費、14節工事請負費6,146万3,100円及び2目過年度農業施設災害復旧費、14節工事請負費1,833万1,600円は、いずれも令和元年東日本台風及びその後の豪雨災害による農地等災害復旧工事などに要した経費であります。

次に、財産につきまして、主なものについてご説明いたします。

74ページをお開き願います。

基金についてご説明申し上げます。

(1) 財政調整基金の表中の備考欄をご覧願います。

繰り出し処分として、公債費償還金ほか8事業に対して2億6,890万円を繰り出し、積立金として、地方財政法の規定に基づく積立てなど3億7,007万1,545円を積立てした結果、決算年度末現在高は5億8,348万1,927円となっております。

76ページをお開き願います。

(14) 公有施設整備基金は、繰り出し処分として、宿泊施設改修事業費ほか8事業に1億1,965万円を繰り出しし、積立金として財産貸付収入など3,643万404円を積立てした結果、決算年度末現在高は7億108万8,901円となっております。

次に、認定第2号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

以下、令和2年度特別会計歳入歳出決算書でご説明いたします。

82ページをお開き願います。

歳入決算額は収入済額をご覧のとおり 3 億9,792万9,725円、歳出決算額は支出済額をご覧のとおり 3 億9,366万3,444円、差引残額426万6,281円となっております。

初めに、歳入決算額の主なものをご説明申し上げます。

83ページをお開き願います。

表頭の収入済額の欄をご覧願います。

1 款国民健康保険税7,924万9,800円は、前年度比214万8,500円、3%の減であり、国民健康保険の年間平均加入者が前年比で21人減少していることなどによるものであります。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

87ページをお開き願います。

表頭の支出済額の欄をご覧願います。

2 款保険給付費 2 億4,151万4,909円は、前年度比111万1,416円、0.5%の増となっております。

なお、本村の昨年度の医療費の動向といたしましては、国民健康保険加入者1人当たりは前年度比0.7%増、1世帯当たりは前年度比0.5%増となっております。

次に、認定第3号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

決算書の94ページをお開き願います。

歳入決算額は収入済額をご覧のとおり7,189万3,545円、歳出決算額は支出済額をご覧のとおり6,937万7,751円、差引残額は251万5,794円となっております。

初めに、歳入決算額の主なものについてご説明いたします。

95ページをお開き願います。

表頭の収入済額の欄をご覧願います。

1 款診療収入3,786万5,850円は、前年度比23万4,602円、0.6%の減となっており、診療件数が前年度と比較して429件減少したことなどによるものであります。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

97ページをお開き願います。

表頭の支出済額の欄をご覧願います。

1 款総務費4,938万9,777円は、前年度比237万5,453円、5%の増となっており、新型コロナウイルス感染症対策として、消毒液やパーティション、低濃度オゾン発生装置などの消耗

品や備品類を整備したことなどによるものであります。

次に、認定第4号 令和2年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

決算書102ページをお開き願います。

歳入決算額は収入済額の欄をご覧のとおり1億4,231万2,156円、歳出決算額は支出済額をご覧のとおり1億3,728万9,815円、差引残額は502万2,341円となっております。

初めに、歳入決算額の主なものをご説明いたします。

103ページをご覧願います。

表頭の収入済額の欄をご覧願います。

2款使用料及び手数料2,527万4,660円は、前年度比51万1,514円、2%の増などとなっております。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

105ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、2目財産管理費700万円は、鮫川村簡易水道事業で実施した施設の維持管理及び償還財源の確保を図り健全な運営に資するため、令和2年度から簡易水道事業基金に積立てしたものであります。

次に、2款施設費、106ページをお開きいただきまして、2項1目施設整備費、14節工事請負費5,211万5,800円は、寅卯平地区給水施設舗装本復旧工事及び寅卯平給水施設整備工事に要した経費であります。

次に、認定第5号 令和2年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

決算書112ページをお開き願います。

歳入決算額は収入済額をご覧のとおり1,100万1,574円、歳出決算額は支出済額をご覧のとおり1,055万2,301円、差引残額は44万9,273円となっております。

初めに、歳入決算額の主なものをご説明いたします。

113ページをご覧願います。

1款使用料及び手数料394万1,940円は、前年度比196万4,510円、33%の減となっており、年間の利用延べ人数が前年度比3,000人ほど減少したことなどによるものであります。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

114ページをお開き願います。

1 款総務費808万3,797円は、前年度比92万6,878円、10%の減となっており、主に2目財産管理費に記載のあります村営バス財政調整基金積立金の減によるものであります。

次に、認定第6号 令和2年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

決算書120ページをお開き願います。

歳入歳出決算額は3,422万1,888円、歳出決算額は3,287万8,431円、差引残額は134万3,457円となっております。

初めに、歳入決算額の主なものをご説明いたします。

121ページをご覧ください。

2 款使用料及び手数料980万1,598円は、前年度とほぼ変わらず、4 款繰越金215万1,171円は、前年度比129万4,462円、151%の増となっております。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

122ページをお開き願います。

1 款施設費、1 項施設管理費、2 目財産管理費200万円は、鮫川村集落排水事業で実施した施設の維持管理及び償還財源の確保を図り健全な運営にするため、令和2年度から集落排水事業基金に積立てしたものであります。

次に、認定第7号 令和2年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

129ページをお開き願います。

歳入決算額は4億9,218万6,633円、歳出決算額は4億8,455万5,719円、差引残額は763万914円となっております。

初めに、歳入決算額の主なものをご説明申し上げます。

130ページをお開き願います。

1 款保険料7,864万1,180円は、前年度とほぼ同額となっております。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

135ページをお開き願います。

2 款保険給付費4億3,581万3,370円は、前年度比221万2,425円、0.5%の減となっております。

なお、令和2年度の介護給付費は、要介護・要支援の認定者1人当たりに換算いたしますと191万1,462円となっており、前年度比8万8,646円減となっております。

次に、認定第8号 令和2年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

143ページをご覧ください。

歳入決算額は1,452万1,895円、歳出決算額は1,344万8,914円、差引残額は107万2,981円となっております。

初めに、歳入決算額の主なものについてご説明いたします。

144ページをご覧ください。

1款使用料及び手数料276万3,650円は、前年度比356万2,555円、約56%の減となっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、利用客が大幅に減少したことなどによるものであります。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

145ページをお開き願います。

1款総務費1,344万8,914円は、前年度比291万4,876円、18%の減となっております。

次に、認定第9号 令和2年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

決算書149ページをお開き願います。

歳入決算額は1億298万2,729円、歳出決算額は1億265万7,906円、差引残額は32万4,823円となっております。

初めに、歳入決算額の主なものについてご説明いたします。

150ページをご覧ください。

1款分担金及び負担金6,287万8,186円は、古殿町から負担していただいているものであり、前年度比471万8,311円、8%の増となっております。

次に、2款繰入金3,101万7,562円及び4款諸収入、1項納付金、1目給食費納付金839万3,985円との合計3,941万1,547円は、本村の運営費の負担額となりますが、これで比較いたしますと、本村と古殿町との負担の割合は、本村が38.5%、古殿町が61.5%となります。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

152ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費6,433万1,831円は、前年度比741万2,904円、13%の増となっており、主に給食配送車の更新などによるものであります。

次に、認定第10号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

ご説明申し上げます。

決算書157ページをご覧ください。

歳入決算額は3,875万6,900円、歳出決算額は3,872万2,769円、差引残額は3万4,131円となっております。

初めに、歳入決算額の主なものについてご説明申し上げます。

158ページをご覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料2,737万2,700円は、前年度比128万1,200円、5%の増となっております。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

160ページをお開き願います。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金3,772万430円は、前年度比143万3,430円、4%の増となっております。

以上で認定第1号から認定第10号までの10件につきまして、各会計の決算認定の詳細の説明とさせていただきます。

◎会議時間の延長

○議長（星 一彌君） ここで、会議時間の延長についてお諮りします。

会議規則第9条に規定されております会議時間は、午後5時までとなっておりますが、本日の議事日程が全部終了するまで会議時間を延長することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程が全部終了するまで、会議時間を延長することと決定いたしました。

◎監査報告

○議長（星 一彌君） ここで、令和2年度鮫川村一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算について、決算審査意見書が監査委員から提出されておりますので、審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員、森洋君。

〔代表監査委員 森 洋君 登壇〕

○代表監査委員（森 洋君） 令和2年度鮫川村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書について、監査委員を代表してご説明を申し上げます。

議案書の37ページから41ページであります。

第1の審査の実施根拠であります。地方自治法第233条第2項の規定による決算審査であります。

第2の審査の概要であります。1の審査の対象は、(1)の令和2年度鮫川村一般会計歳入歳出決算から、(2)から(10)までの令和2年度特別会計歳入歳出決算並びに(11)令和2年度各基金の運用状況を審査の対象といたしました。

2の審査期間であります。令和3年8月17日から23日までの5日間実施をいたしました。

3の審査の手続であります。この審査に当たりましては、村長から提出された各会計の歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調製されているか、また財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係緒帳簿及び証拠書類を点検・照合するとともに関係各課の説明を聴取し、審査の手続を実施したものであります。

第3の決算の概要であります。1の各会計の総括では、令和2年度歳入歳出決算の総額は、一般会計と9つの特別会計を合わせますと、歳入総額が61億2,557万8,075円で、歳出総額は57億4,373万4,711円であり、歳入歳出差引額は3億8,184万3,364円となり、翌年度に繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額8,669万2,000円を差し引いた2億9,515万1,364円が次年度への繰越しとなる額であります。

厳しい財政状況の中、住民主体の村づくりに向けて財政運営の効率化を図り、実質収支額が黒字決算になったことに対して敬意を表するところであります。

主な事業としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による70事業をはじめ、住宅背後地等災害対策支援事業、日本赤十字救援車購入事業、高齢者総合福祉センター事務室空調設置工事、営農継続支援事業や農地等小規模災害復旧支援事業等、農業、畜産、林業の振興を図る各事業、そしてまた経営改善指導普及事業等商工業振興事業、さらには宿泊施設改修工事、村道等舗装補修工事、橋梁架け替え工事、公共土木施設災害復旧工事、さらには寅卯平地区給水施設整備工事、GIGAスクール用タブレット端末導入事業、青少年広場大規模改修工事など国及び県の補助金、交付金を積極的に活用し、新型コロナウイルス感染防止対策や令和元年台風等災害復旧工事等と併せ、豊かな村づくり実現に努めら

れました。

徴収関係では、村税、それから固定資産税、軽自動車税について、滞納繰越分を含め136万5,455円の収入未済額となっております。

納税は村民全てが負う義務であり、収入未済額の解消に向け、引き続き納税に対する理解の啓発と税収の確保に努めていただきたいと思います。

以下、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

39ページの中ほど、3、国民健康保険特別会計から40ページの11、後期高齢者医療特別会計につきましても、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

12の基金会計では、③簡易水道事業特別会計に属する簡易水道事業基金と、⑤の集落排水事業特別会計に属する集落排水事業基金の2基金が令和2年度に新設されております。

41ページの第4の審査の結果であります。

審査に付されました一般会計及び9つの特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係緒帳簿及び証拠書類と符号しており、誤りがないものと認めました。

また、各種の基金運用状況を示す書類の計数につきましても、関係緒帳簿及び証拠書類と符号しており、誤りがないものと認めました。

全会計とも黒字で翌年度へ引き継いだことは喜ばしいことであり、今後も引き続き効率的な財政運営を図り、村民生活向上のため、各種事業の推進に努めていただきたいと思います。

以上により、令和2年度鮫川村一般会計及び特別会計の決算は正当であると認めるものがあります。

以上をもちまして、令和2年度鮫川村一般会計及び特別会計歳入歳出決算意見書を説明させていただきます。

○議長（星 一彌君） 以上で代表監査委員の報告は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

15日、16日は常任委員会で議案調査を行います。

17日午前は現地調査を予定しております。

なお、18日から20日までは休会といたします。

21日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時51分)

第 4 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和3年第4回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

令和3年9月21日(火曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第47号 鮫川村特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の特例に関する
条例
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第48号 鮫川村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第49号 鮫川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供
に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第50号 鮫川村手数料条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第51号 鮫川村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正す
る条例
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第52号 鮫川村農業技術指導センター設置条例を廃止する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第53号 鮫川村山村開発センター設置に関する条例を廃止する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第54号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算(第3号)
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第55号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算
(第2号)
質疑・討論・採決
- 日程第10 議案第56号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算

(第3号)

質疑・討論・採決

日程第11 議案第57号 令和3年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

質疑・討論・採決

日程第12 議案第58号 令和3年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第2号)

質疑・討論・採決

日程第13 議案第59号 令和3年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

質疑・討論・採決

日程第14 議案第60号 令和3年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第1号)

質疑・討論・採決

日程第15 議案第61号 令和3年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第2号)

質疑・討論・採決

日程第16 議案第62号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

質疑・討論・採決

日程第17 議案第63号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の策定について

質疑・討論・採決

日程第18 認定第1号 令和2年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について

質疑・討論・採決

日程第19 認定第2号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について

質疑・討論・採決

日程第20 認定第3号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)歳入歳出決算認定について

質疑・討論・採決

日程第21 認定第4号 令和2年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

質疑・討論・採決

日程第22 認定第5号 令和2年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

質疑・討論・採決

- 日程第23 認定第 6号 令和2年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第24 認定第 7号 令和2年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第25 認定第 8号 令和2年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第26 認定第 9号 令和2年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第27 認定第10号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第28 発議第 4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
趣旨説明・質疑・討論・採決
- 日程第29 議会運営委員会の閉会中の継続審査申出について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第29まで議事日程に同じ

追加日程第1 同意第1号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

出席議員（10名）

1番	関根浩治君	2番	森隆之君
3番	遠藤貴人君	5番	堀川照夫君
6番	北條利雄君	7番	関根英也君
8番	前田雅秀君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	渡邊直樹君
教育長	武藤誠君	総務課長	齋藤利己君
住民福祉課長	鈴木隆寛君	農林商工課長	星徹君
地域整備課長	舟木正博君	教育課長	渡邊敬君
代監査委員	森洋君	会計兼 管理出納室長	鈴木千鶴子君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	古舘甚子	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第47号～議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第1、議案第47号 鮫川村特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の特例に関する条例から日程第7、議案第53号 鮫川村山村開発センター設置に関する条例を廃止する条例までの7議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号 鮫川村特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の特例に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第48号 鮫川村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第49号 鮫川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第50号 鮫川村手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第51号 鮫川村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第52号 鮫川村農業技術指導センター設置条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第53号 鮫川村山村開発センター設置に関する条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号～議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第8、議案第54号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）から日程第16、議案第62号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの9議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 令和3年度の補正予算についてちょっと質疑をいたしたいと思います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書の14ページ、10款の教育費、1目の14節の工事請負費193万1,000円ではありますが、議案調査の際に天井の崩落の修繕というようなことで調査しました。それで、3月16日、議案調査の際に担当から聞き取りいたしましたところ、崩落している。それで、17日に現地調査ですか、その際ありますのでということで、17日に3Fの天井を検分させていただきました。教育長さん、それから担当課長さんの案内ありまして、一見、状況は把握できるような状況でございましたが、中学校はご案内のとおり、かなりもう耐用年数が迫っているような建築構造物でありまして、当初屋上が鉄筋コンクリートの防水工事というようなことで雨漏り状況が続いたわけですね。それで何回か修繕、修復、それから改良で最終的には天井に屋根をかけたということで、その後は雨漏りの防止はできたと思うんです。

それで、前回見ました箇所について、教育長さん、それから課長さんにお聞きしたいんですが、直近において工事がなされことがなかったか。それから建築依頼なんですけれども、何回かの改修経過について、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君に答弁を求めます。

教育長。

○教育長（武藤 誠君） 先日は、議案調査のために中学校まで足を運んでいただきましてありがとうございます。

現在の中学校の校舎ですが、昭和46年に建てられたものでありまして、現在築51年目を迎

えることになるかと思えます。これまで、何度か改修工事を行っているところでもあります。詳しくは、この後、課長のほうからご説明申し上げます。

以上です。

○議長（星 一彌君） 教育課長、渡邊敬君。

○教育課長（渡邊 敬君） 教育課長であります。

今ほど教育長から答弁がありましたとおり、本校舎の建築年度は昭和45年、46年ということで約50年が経過しているということでもあります。この間、数次の改修工事をしているというふうには思いますが、大きなところでいいますと、平成21年12月に校舎と体育館の耐震の改修の工事を実施しております。この際に、校舎全体の改修をしておるわけで、このときに廊下部分の改修もしております。

このときに、過去のその当時の図面を見ますと、既設の天井に化粧のためのボードを貼ったという施工だったようであります。ということで、そんなことがあり、自重がかかってしまって、そこからおおむね十数年経過しておりますので、その間に自重でたわみを起こしているというふうに見たところでありまして、これは当時施工した業者と当時の監理の業務をしていただいた建築事務所とも同じ見立てでありまして、これによって今回天井板ですね、既設のものと新たに化粧を貼ったものを撤去して、新材でもって再設をしたいということで、今回提案をさせていただいております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 平成21年ですね、そうすると十何年か、十二、三年経過していますね。それ以降の工事は全然、何か補修とか修繕というのはなかったんですか。何か別な工事の附帯工事なんかはなかったんですか。例えば、空調関係ですね、エアコンとかなんかが設置されたときに、その天井裏に配管とか配線とか、そういうことが増設工事がされたというような経過はなかったんですか。

多分、今回見てきた限りでは、今度は充電器なんかも設置されていますね。すると、充電器を増設するには配線工事なんかやらなくちゃならないということになれば、あの建物、鉄筋コンクリートで1、2階の床下にはちょっと無理だろうしね、配線は。そうすると、考えられるのは、3階の天井の裏辺りに配線、配管がされなかったのかどうか、その辺ちょっと私、一見した限りでは。

それと、3階に限られていますので、貼り替え当時の時期にもよりますけれども、それら

がなかったのかどうか。だから、ないとすれば平成21年で、その状況を把握したのはいつなのか。21年から今年になって初めて分かったのか。多分あの状態が、そういうふうな21年以降工事がされていないとすれば、おかしいんですね。十何年も過ぎてから、急に最近たわみが出たと。あれは軽天工事ですから、かなりの強度はあるわけです、幾らボードを貼り替えていたって、前もボードだと思うんですね、天井は。だから、そんな強度に変化はないと思うんですけれども、あれ、かなりの重量がかかっていますよ。もう大体、廊下の中央部でもって3センチから5センチのたわみだからね。今のところは、急に落下、それから崩落というのは、危険性は見られないんですけれども。

別にこの本案に対して私は反対するわけじゃないんですけれども、ただ予算上、百九十何万、200万近い予算を計上しているわけですから、もし何か途中で増設工事がされて、それが要因とすれば、これは仮定ですよ、そうすれば設計ミス、それから施工ミスにつながるわけですから、その辺を十分検討されたのかどうか。

それと、平成21年に設計、施工された業者からすれば、別に問題なかったと。それから11年過ぎて、今年、あの状況把握されて、予算計上されたと思うので、その辺の状況をちょっとお聞かせ願います。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） 今、ご指摘がありましたように、実際細かな工事ですけれども、令和元年度に1階のコンピューター、パソコン入替えのために、校舎内のLANを設置する工事を行っております。そして、令和2年度にはエアコンを入れるために、3階のほうに、特別教室ですね、そちらのほうにエアコンを入れておりますので、多分配管の工事とかされているかと思います。

また、GIGAスクールの今回授業を進めるに当たってですね、高速LANですね、それを入れるための工事もあり行っておりますので、何度かこういった工事が行われているのは事実ですが、詳しいことにつきましては、中身については課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（星 一彌君） 教育課長。

○教育課長（渡邊 敬君） 詳しいことについてです。

今ほど答弁ありましたとおり、エアコンの設置工事でありまして、LANの工事ということで、天井については何らかの作業をしているところでもありますけれども、それから3階、令和元年度以降の工事につきましては、私、検査員ということで検査をしておりますけれど

も、廊下の天井部に何かを敷設したとかというところを私、検査したことがなかったので、恐らく直下、教室の天井部分から直接、エアコンとか、あるいはタブレットの保管庫のほうに電源を取っているのではないのかなというふうに感じておりました。

あと、先ほど21年当時の工事の時期というお話があったかと思うんですが、手元の資料ですと工事自体は6月10日から12月22日という時期に、その改修の工事は実施をされております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 今の課長の答弁では、私は見ていなかったというような答弁に捉えていいですか。

〔「私は見ていま 」と言う人あり〕

○9番（前田武久君） 今度の予算計上するときに、多分見積り等なんか取っているんでしょう。そうすると、見積りを取るということは、天井裏に上がって状況を把握したということでしょう。ただ、先ほどの答弁では、当時の設計屋さんと施工さんに聞いたら、恐らく原因はもう長年のあれでもって、強度不足でもってたわみができたんだというようなふうに聞き取れたんですけども、先ほど全然やっていないと、工事やっていないところを究明したところ、3回ほどそういう細かな工事をやっている、考えられるのはそれだと思うんですよね。だから、答えは出ないけれども、いつ発見したんですか、あの状況を。これは再質疑じゃなくて、答弁お願いしたいんですけども、それは私の質疑終わってからでもいいですけども、とにかくそういう状況が考えられる、予想されると、私はそう思ったんですけども。

ただ単に、これを議決したから190万を予算執行するというようなことでは困ると思うんですよね。だから、原因究明をすべきだと思うんですよね。それと、天井に上がってちゃんと写真を撮って、状況を究明しなくちゃならないと思うんですけども、教育長、どうですか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） まず、今回、天井について中学校のほうから改善要求がありましたのが、今年に入ってからでございました。それまでは改善要求がありませんでしたので、こちらとしても把握できなかったところでもあります。

今回いただきましたので、前田議員さんから今お話がありましたように、ただやはり調査、もう一度しっかりと確認いたしまして、状況を調べた上で、改めて見積り等を出していただ

いて、できる限り経費を少なくしながら進めていければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第55号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第56号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第57号 令和3年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第58号 令和3年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第59号 令和3年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第60号 令和3年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第61号 令和3年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第62号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第17、議案第63号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第10号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第18、認定第1号 令和2年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第27、認定第10号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、北條利雄君。

○6番（北條利雄君） 令和2年度一般会計決算書の74ページですか、左上で財政調整基金の積立金が過去最高の3億7,000万円余り、繰り出し処分マイナスの2億6,890万円を差し引き

ますと、決算年度中の増減高、現金で1億100万余り増となります。過去最高であった平成26年度の積立て以来、7年ぶりの増ということになっております。この積立金の内訳として、地方財政法による積立て、さらに銀行、株式配当金、利子、積立金を除くと特別積立金が3億700万余りとなっております。主な理由は、主要施策の総括で説明されており、決算審査、監査でも計数上や帳簿上では誤りがないと報告されております。財政調整基金を運用、活用した決算は、決算剰余金を出し、黒字とされております。

しかし、本村の実際の予算決算規模は、毎年標準財政規模の倍前後の金額で推移しております。今後の複数年度を見直すと、さらに厳しい財源不足が生じ、取崩しが懸念され、財政調整基金の枯渇化も考えられます。財政そのものが調整できなくなる状況もあります。引き続き、行財政改革や行政の再点検を、そして検証を怠ることなく、経営健全化や財政規律の強化に努め、安定的な財政運営を確保することが求められます。

現在執行中の3年度の事務事業や次年度の予算編成に当たって、さらに限られた財源を効果的、効率的に活用することが引き続き求められております。それらについて、村長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

○村長（関根政雄君） 令和2年度の決算認定の中での財政調整基金、また他基金も合わせて、令和元年度よりも若干増えてはおりますけれども、これは令和元年度の場合には、台風19号の特別の災害に対して、本村の財調を切り崩しながらも小規模災害の充当、それからさらには背後地の支援、住宅の支援にまで及びまして、約1億円以上の財源を崩しながらも村民に寄り添った施策をしてきたわけでありますが、令和2年度が増えたといえど、この財調の金額は決して他自治体から比較しますと高くありません。

ただ、総合的な基金の総額からいいますと、本村の場合には20億を超しておりますので、同規模の自治体よりも総合的な基金は高い自治体であります。ご指摘のように、今後さらに自主財源、そしてまた村税も含めてですね、決して倍増になるということは考えられませんので、ただいまご承認をいただきました過疎計画の中でもうたっておりますが、使えるものはやっぱり使っていくと、さらに点検、修繕を怠って、そして不要に新たな施設を増やすのではなくて、必要に応じてやっぱり統合とか、それから修繕をして使えるものはできるだけ長寿命化といいますか、長く使うという施策に切り替えていきたいと、昨年度からそのような方針を職員にも訓示をしているところであります。

コンパクトビレッジ構想、小さくても身の丈に合った村づくりをしていかないとなりません。以前にもご指摘もいただいておりますが、本村の場合には、年間の借地も約400万円近い借地をしておりますが、そちらの交渉、譲受けも併せて、今年度、来年度と併せて精力的に、長期的に考える中で交渉していきながら、そして行財政の組織の改革を今、今年度始まって何回も会議を重ねておりますが、限りある財源をどうやって効率よく活用できるか、あと人件費の削減をどのようにしていったらいいのかも併せて、今、新たな挑戦に入っているところであります。

議員各位の皆様におかれましても、お気づきの点ありましたら、ぜひとも無駄遣いのないように、今後9月議会が終わりますと新年度の予算の組立てによいよ入りますので、新年度以降の事業組立て、さらには厳しい財源をどのようにして村民に寄り添った事業展開ができるかというところに心がけながら、今後の、また令和2年度の決算状況を見まして、そして今、令和3年度事業執行しておりますが、さらには今後、10年、50年先を見据えた予算編成、事業の組立てに力を注いでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 村長から答弁をいただきました。

7年ぶりの増ということで、とても久しぶりの現金積立てだなと私は思っておりますが、やはり先ほども述べましたけれども、やはり今後、複数年度考えていくと、決して安心できる財政ではないと私は考えているんですね。やはり、引き続いていろんな形で行政の再点検、それから検証はぜひお願いして、このような令和2年度の決算のように、引き続き職員一体となってお努力をいただきたいと思います。これで質問を終わります。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 事項別明細書なんですけれども、農林水産業施設災害復旧工事についてなんですけれども、ページ数が68ページの1款の1目から2目に関する予算の災害復旧工事なんですけれども、過日の事業調査において、今度の公共災害、農林水産業施設の公共災害についての各分担金があるわけなんですけれども、五百数十万ですか、それらは激甚災害において2分の1の補助でもって、残額を被災者、それから村でもって負担というようなことであります。

それで、補助該当になった分担金の額はあるんですけれども、各自の総額の測量設計費が

分からないんですね。それで、事業所さんにおいて担当課長にその提示を求めたんですが、提示がされなかったということで、どうも理解できないような状態、災害に対する被災者への説明が、我々ができないような状況に陥ったということで、その数字を提示するようにとということで、実は16日にそのような、課長、我々と協議をしまして、17日に提示を求めておいたんですが提示されなかったということで、今後、先ほど言ったように、被災者に対する我々の代弁者としての務めがどうしてもできないような状況に入ったということでありまして。

それで、なぜできないのか、ちょっと分からないんですけれども、かなり最終的な分担金の2分の1の額は、出したことについては、複雑な計算があるというようなこととお聞きしております。だから、その複雑な計算がどうしても明らかにされないということになるといって、ちょっと何か疑問が生じるということでありまして、村長、この点についてどう考えるか。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

○村長（関根政雄君） このたびの議案調査で、前田武久議員の一般質問からの分担金のパーセントが受益者によって異なると、さらには議案調査でも他町村との比較も併せて調査をいただいた旨の報告は受けております。

今回の大きな災害で台風19号の災害の中での分担金の算出の仕方、こちらにつきましては、議案調査の中で地域整備課長、それから農林商工課長も同席の上で説明をさせていただいて、皆様ご理解いただけたものと私は判断をいたしましたけれども、ただいまの質疑の中で、受益者に説明ができないということでありまして、まず受益者には当然分担金、激甚災害を受けても設計費の半分、2分の1しか助成として見ていただけないと。

さらに県のほうでそのような決まりがあると、さらには残った分担金を、うちの村の条例では50%ずつ受益者と村が負担するというような条例が決まっておりますので、そこで金額が決定されるという詳細の各分担の表もを見せていただいて、私も正直言って、この説明をよく聞かないと、最終的なパーセントと分担金のところにたどり着けない状況であります、実は皆様が議案調査をしていただいた最終日にもうぎりぎりの時間まで、地域整備課長、農林商工課長も踏まえて、この算出の仕方にもよく議員さんにはお伝え願いたいということで、ぎりぎりまで打合せをして、地域整備課長、少々時間遅れたんですかね、申し訳なかったと思いますけれども、説明を受けておりました。

分かっていることは、まず測量費の50%は補助金として来ないということと、その金額と激甚災害のを合わせた残りの金額は折半するというような条例ですので、状況によって受益

者の分担金が違うということになっております。

それともう一つ、平成元年度12月の定例議会、さらには12月20日の臨時議会において、激甚災害も含めて予算の、小規模災害も含めて皆さんとここで重なる議論をさせていただきました。そのときに私どもの村としての分担金は50%、50%という条例があったものですから、小規模災害につきましても50%の負担でお願いできないかと議会でご説明をしたところ、議員さんの中からも複数の方、そして農業委員会のほうからも陳情を受けて、50%、50%では激甚災害を受けて高い補助率をいただいた中でも少ない負担金で済む農家と、あと小規模で40万円以下で50%、50%では、不公正、不公平、格差が生じるというご意見も議員の中からもいただきましたので、そこでそれでは50、50じゃなくて、小規模災害においては8割は村が負担すると、2割はご負担いただきましょうということで変えまして、できるだけ2万以上ということで、多くの災害を救済しようという村独自の、これには補助金はつきませんので、村独自の施策、あと背後地の100万円上限の問題、あと建物の家屋の倒壊に対しての支援策も講じたわけでありますので。

あと1つは、議案調査の中でも皆さんお気づきになったと思いますけれども、各自治体によっては受益者の分担がゼロという自治体があります。矢祭もそうですし、浅川町、石川もそうでしたか。あの時点で、村は50%、50%ということになっていました。その状況で12月議会、12月の臨時議会で皆様のご承認をいただいて、それで救済措置に入ったということですが、今後、やっぱりこのような大災害が生じた場合の受益者との村の案分率、これはやっぱり今後検討していかなくてはならないし、埴町は自治体が7割、そして今回、小規模は3割だったそうです。しかしながら埴町も、今、私どもは材料支給事業をやっていますね、100%村が持っていますが、埴町の場合には材料支給も受益者2割いただいているそうですね、生コンと砂利も。

ですから、自治体によって、これはまちまちの施策でありますから、私どもも今後、周りの自治体とちょっと連携を取りながら、やっぱり皆様に入る情報と本村の情報に開きがあったのでは、なぜ村だけだという状況にこれから陥りますので、その辺のところも併せて今後連携を取っていききたいと考えておりますし、大変な災害がまた生じた場合には、皆さんとお話をする中で、受益者の分担率も今後検討して考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長が、我々に報告するぎりぎりの時間まで担当との協議をされて、

そして我々に納得のいくような説明をしろというようなことをやっていただいたことは、本当にご苦労さまというふうに感じておりますが、結果としてはその後、測量設計費の総額は提示されなかったということなんですよ。

それは、いろいろ計算上は間違っていないことは私も認めます。計算上はちゃんと合っているんです。合っているけれども、なぜ個人個人の測量設計費が掲載されないのかと、そこなんですよ。これは村長もおかしいと思っているんでしょう。だから、そういう我々議会が注文したことに対してちゃんと受け答えしなくちゃならないのが、執行行政者たる者の役目であるというふうに感じておるわけなんですけれども、これ以上しても、何回もこのことは議案調査で申し上げてきたことなんですけれども、それが果たされなかったということに対して、私はすごく疑問を感じているというようなことなんですよ。

だから、こういうことが今後また続くとすれば、やっぱり行政に対する不信感というのは募ると思いますので、このことはよく肝に銘じて二度とされないような、そういう考えに、村長がしっかりと受け止めて、そして任務に当たっていただきたいなというように感じております。

それで、恐らく今の答弁では、そのことにははっきりした答弁ができないような感じでありますので、これで質疑を打ち切りたいと思います。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑は終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号 令和2年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第2号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第3号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第4号 令和2年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第5号 令和2年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第6号 令和2年度鮫川村集体排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第7号 令和2年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第8号 令和2年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第9号 令和2年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第10号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎発議第4号の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第28、発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を総務文教常任委員会委員長に求めます。

総務文教常任委員会委員長、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 総務文教常任委員会に付託されました案件について趣旨説明を申し上

げます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の趣旨説明書。

ただいま発議いたしましたコロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の趣旨を説明いたします。

今般の発議は、新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしている中で、地方財政は来年度も巨額の財源不足が避けられない厳しい状況にあります。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源額の確保・充実が不可欠であることから、国に対しその実現を強く求めていかなければなりません。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、意見書にあります5項目を確実に実現させるよう強く要望することが重要と判断し、この意見書を発議するものであります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方財源の充実を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申出について

○議長（星 一彌君） 日程第29、議会運営委員会の閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長、北條利雄君から、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項について、鮫川村議会会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

ここで暫時休議いたします。

（午前10時57分）

○議長（星 一彌君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午前10時58分）

◎日程の追加

○議長（星 一彌君） お諮りします。

ただいま村長から、同意第1号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1とし議題とすることに決定いたしました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第1、同意第1号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、同意第1号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由をご説明申し上げます。

本村の固定資産評価審査委員会委員は3名の委員により運営されておりますが、そのうち4期12年間お務めをいただきました大平忠一氏が、9月30日の任期満了をもって退任することとなりました。長い間のご奉職に感謝を申し上げます。

大平氏の後任といたしましては、青生野行政区長を平成31年4月から務められた青生野宇世々麦の岡部忠市氏を選任したく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。なお、任期は令和3年10月1日から令和6年9月30日までの3年間であります。

また、藤元健次郎氏につきましては、本年9月30日をもって任期満了となることから、同氏を引き続き委員として選任いたしたく、同法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。なお、任期は岡部氏と同じく令和3年10月1日から令和6年9月30日までの3年間であります。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、追加議案の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから同意第1号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。これをもちまして、令和3年第4回鮫川村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時03分)

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和3年9月21日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 堀 川 照 夫

署 名 議 員 北 條 利 雄